

此の寺にあり。壽永の亂に、平清經柳浦にて入水せしに、其の屍、此處の浦に、打ち寄せたり。故、土人葬りて五輪の塔を建てたりと云ふ。

○宗泉寺趾

御手水村にあり。往昔は、飯嶽權現の宮寺なりきと云ふ。寺は、天正年中に廢絶して、其の趾、今は田と成れり。近頃、別處に小菴を興して、其の跡を繼げり。寺號は、村内に名水のあるに據れり。この寺に馬嶽の陣鐘と云ふあり。其の聲清亮にて、實に古物と思ふる也。

○平井寺趾

外記局、長保元年三月七日庚申。記云、太宰府解云、管豊前國京都郡、雨米事。副進彼國解文一枚、同國京都郡解文一枚、彌勒寺講師長祐牒狀一枚、雨米一裏、右得彼國去年十二月廿八日解

狀、府政所今月廿五日下午、同廿六日亥時到來。備、安樂寺別當法算大法師、令申云、今月上旬、豊前國部内、有雨米之瑞。是則彌勒寺講師長祐法師之所申也者。牒送長祐法師、爰同廿七日、返牒今日到來。備、今月廿六日、衛牒今日到來、抑、此雨米事、以十一月廿一日、於宇原庄、前藪野庄、檢校、俗名早部信理、法名寂性申云、京都郡高來郷、重春云、下に、彌稱賀田寺、曰平井寺。乾方居住法師。私宅、以去九月晦夜、雨米、夜中驚見、白米既多、明旦、出見頗以減少、但、宅主法師他行、園守女稱申如、是者、今依國府、旨、檢案内、以彼日夜、賀田郷、所立平井寺住僧仁感住房門前、所雨白米、初如小豆、日闌之後、頗以減少、似破米、一村、下人、或以取食、爰仁感他行之間、彼園守女、奇異、僅所拾採、二三合計也、仍以十月十一日、相分郡司良親、同時僧、寂性爾所加之寺、檀越、據不知山長松令見之、重春云、南原村の田、次、分給小々、云々、良親寂性等、所得米、

如灰消失、據不知山長松所得米纒、以是仍副郡解、進上如件者、
件、雨米、據不知山長松付封進、國守光輔披見、更封光輔、名字付、
使據、嶮部爲範進上、時中國名豐前郡號京都鄉、稱賀田寺、曰平井
寺、可謂祥瑞、仍相副郡解等、如件者、非_レ番天地吉祥之異瑞、兼得
州郡村邑之嘉名、祥瑞之事、不可不_レ申、下

重春云、此の寺何處にありしか、賀田郷は苅田郷なるを、國
名豐前郡號京都など稱云ふに附けて、苅田を賀田と取直
して云へる成るべし、故、其の寺趾を苅田郷にて、時々搜索
しに、片島村の田の字にヘイセン寺と云ふあり、是れ平井
寺を誤れる物成るべし、田の字には、如斯る謬、甚多かり、且
地藏免鐘撞田寺田、比丘尼屋鋪など云へる田の字もあれ
ば、此處にぞ有るべき。

○十鞍山

圖師村にあり、元曆の際、平氏此の山に城を築きて、籠りける
に、緒方三郎來り攻めければ、馬の鞍を十、土中に埋みて遁げ
去りぬ、故、十鞍山と云ふこの説あれども、強説とぞおぼゆる。
案ふに、山の麓などに、屯倉の有りし故の名なるべし、屯倉は
ミヤケ或はミクラと訓む事なるを、御鎮座本記に、屯倉小男
童、笛生琴生とありて、屯倉をトクラと訓めり、然れば、景行天
皇の行宮に座せし時、屯倉を建てられし處にも有るべく、然
らでも、屯倉の在りけむ事は、論を待たずなむ。

○神山

下崎村にあり、湧き出づる清水を三女神の御靈として祭り、
別に神殿をも造らず、申殿計ありしが、後に今の村内なる社
地に遷し奉れり、故、元鎮坐し、山を神山と稱ふとぞ、一名を
茶白山とも云ふ、申殿の趾は、今、平床と云ひて、石垣存れり。

○御所山

與原村にあり。南北貳丁、東西一丁あり。四方に堀あり。平地に、毘沙門天社あり。又、此の山の北方四丁許に、番塚と云ふあり。土人は、景行天皇の御所の趾にて、番塚は番所の跡なりといへど、信難し。彼の行宮の蹟は、御所谷なる事云ふも更なるを重兄云、豊前國志云、天正十年、豊太閤此の處に、御神を居られ、夫れより馬ヶ岳をや、重兄云、豊前國志云、天正十年、豊太閤此の處に、御神を居られ、夫れより馬ヶ岳々にも、雜木森々たり、とあり。

○八田山

山口村にあり。土蜘蛛八田の住みし山なりと云ふ。そは、碩田國の下に出しつ。

○御所谷

津積村にあり。景行天皇の行宮の趾なり。事は、碩田國の下に出しつ。儲、此處の地理を委細しく考ふるに、上古は今の行事川の川上、流末村

の近境まで惣べて入海なりしが、數百年を経て、海も漸々に、淺く成り以て行くまに、次第に田畑となりて、今の如く成れり。とぞ所思ゆる。其は、一里許川上なる大谷村に舟岡山、碓塚など云へる海に着きたる名あり。又、其の村に井を堀れば、蠣貝、或は舟板など、土中より出づ。とぞ。又、流末と云ふ村名も、川尻にて、水の海に入る故の地名なるが、今は遙に、海を離れたる地なるをも思ふべし。仁徳天皇紀に、流末不駛とみはたり。故當年、天皇の御舟の着きしは、流末村の邊なるべくぞ所思る。三代格に、豊前國草野津と云ふ見たるは、行事川の流末なる草野村にて、其の頃は、船を着くるに、便善くして、專公私の船の着きし處にぞ有りけむ。されば川上なる流末村の邊も、上古は御船を着けさせ賜ふに、便宜の可かりけむ事知られ、又、長峽縣に到てまじ賜ふにも、甚間近く、賊地をも經ずして、直に到で坐す

へき處なり。儲行宮の在りし處は、今御所谷と云へり。其の跡に登りて立ち臨れば、土蜘蛛の住みし鼠窟（今云ふは、正北に當りて遙に眼下に見下されたり。行宮を建て賜ひしも、實に宜なりけりと、所思ゆる處になむ有りける。扱、其の宮地は、絶頂平地にして、南北壹丁、東西廿間あり。其處に礎石二十並べり。其の周回東西五間、南北四間半許なり。又、中御門、東御門、西御門と云ふあり。中御門の石垣は、東方長五間、高三間、西方九間、高三間計なり。此處に石樋を懸けて山水を引けり。此の御門の前なる大池（池は、中昔掘りし物と見たり。）の堤。下の田の字を門前と云ひ、又、二の坪、三の坪、八條など云ふもあり。二坪、三坪は、二條、三條と云ふが如く聞ゆ。東西の御門は、石垣崩れたり。扱、中御門より行宮の蹟まで、一丁四十間、西御門まで、二丁四十間、東御門まで、四十間餘あり。又、山の周回、四方に一里が程、石垣あり。或は

崩れ、或は其の形の存れるもあり。抑、上代には、御在殿も礎をすゑず。式の祝詞ごもに、下都磐根爾宮柱大敷立とある如く、地を深く掘りて、柱を建つること、所謂掘立家の如くなりしに、今、行宮の跡に、礎石のある事、甚々疑し。中昔、此地に城を築きし事も、物に見えず。土人の口碑にも、存れる事なけれど、必、地頭など云ふ類の者の要害を頼みて、城めかしき物など、築きて住めりしものなめり。（重兄云、伊藤常足云、馬岳の西北に當りて津積村御所谷と云ふ處あり。是れ馬岳の里城の址なり。）儲、石樋の懸れるは、彼の御世よりの事にぞ有るべき。其は既に、垂仁天皇の御代に、石棺作を定め賜へる事、古事記に見えれば、彼の御世に、石作部の在りし事は論なし。今、此處の近隣に、石部村あり。石作部の住みし處にもやあらむ。

○ 瓮辻

御所谷、東御門の東南に在る山なり。此處の土中より瓮を出

す。故、益辻（益、益、益）云ふを訛りて、今は佛辻（佛、佛、佛）云ふ。是は景行天皇の天神地祇に祈乞賜ひ、別ては、三柱（神、神、神）に、祈申賜ふとして、祭らせ給ひし時の益（益、益、益）なるべし。又、西御門の西方よりも出づ。何れも同品なり。抑、益を土中に埋る事は、大嘗祭式に、造酒司所備等、呂須伎十六口、都婆波三十二口、匝六十口、小蓋六十口、長女柏一宮、祭畢、都婆波已上、置山野淨地、こある類にて、淨き處を撰びて埋められし物にこそありけり。

○鼠石窟

等覺寺山の上にあり。今は青龍窟（青、龍、窟）云ふ。是は鼠籠窟（鼠、籠、窟）を訛れるなり。（事は、碩田國の）法雲壽山の遊青龍窟詩序に云、山在豐州京都三十里所、山半有等覺寺、寺之南、緣石徑、紆曲至翠微、爲妙覺寺、其上有石窟、由洞門而入、深七十尺、橫十五丈、中安釋迦文殊普賢石像及四天王、護法善神、堅立于左右、彫鐫巧妙若神工、其

傍有龍岩、鱗甲作紋、形如龍蟠、觀者悚慄、上有小孔、泉涓々下注如珠、又南折緣石而上、數十步、西轉有洞戶、夕陽倒影、射窟中、光怪奪目、壁間有藥師觀音像、崖下有竅、投以石、則圓轉有聲、莫知其所止、相傳昔人燃松火、行六七里、有一谿、不可渡而歸、其中諸處有石牀、各安佛像、爲阿羅漢宴座之所也、惜寺與碑俱廢、不可考、凡窟之四周峭壁如屏、上蓋下平、自然天造、非假人力、誠勝特之境也、（時、こあるにて、其の石窟の景況の大概を知るべし。但、寺與碑俱廢、不可考、こは佛の事にのみ關係らひて云へるにて、上古の事實を毫も沙汰せぬは如何ぞや。土蜘蛛の住りしこ云ふ事、土人の口碑にも残りたるをや。重兄云、壘前國志に云、奥院の口高き四間、橫八間、入口より上の口に抜け出づる迄百三十間、明然たる打ほげにて、穴の程高き所十三間、又は十五間の處あり、窟中に釋迦文殊、普賢、十六羅漢、四天王、護法善神の石佛あり、窟壁に藥師の像あり、窟内入口左右、岩石の下に、底穴あり、いと狭く、これを針の耳戸と云ふ、其の内間、明松を燃して入る。三四間程行けば、次第に地下りにして、廣き處あり、左右上下皆岩也、又、狭き所あり、身を横にして通れば、窟に川流れ、穴の内、轉曲三十内外あり、深貳町許、重兄、去に秋、この窟に遊びしが、實に世にめづら

なふる
なりき。

○女體窟。

黒田村元合寺にあり。女を如きあり。一名を綾塚と云ふ。聖武天皇神龜五年に、行幸ありて、素盞鳴尊の御女抓津媛命の御靈を、池田村の松山より遷して、女躰權現と祭り給へり。云ひ、或は景行天皇の皇后八坂入姫命を祭れりとも云ふは、皆附會の妄説なり。此は、往昔郡領などを葬りし墳墓とぞ所思ゆる。窟の廣さ横一間四尺餘、深さ二間半、高さ二間許なり。内に、石棺あり。横一丈一尺五寸、幅三尺、竪四尺許なり。宇佐郡記に「天慶五年六月、源經基公、鎮西守護の時、九州を巡見有りて、處々に城を築き、源家譜代の武士を居給ふ。最初、女躰權現へ參籠し、懇祈の序、一國守護の城を築く事、願くば神闈に従ひて草創すべし」と云ふ。昔にも見たり。と出でたれば、女躰權現の號も、稍

古くより云ひ出でしことなりけり。

○稻葉川。

稻光川の川上にて、即、鼠石窟ねずまのほらの北の麓なり。下下は頃田國頃田國の古今六帖云、「稻葉川いなこし終にいひはてばながれて世にもすまむごぞおもふ。」

○稗田川。

源四あり。一は七曲ななまがより出で、一は御手水より出で、一は浦河内より出で、一は矢山より出づ。四水合ひて、東に流れて、行事川に入る。

○行司川。

源二つあり。一は氷室川、一は稗田川なり。

○氷室川。

十鞍山、馬嶽、御所谷の三山より出で、東に流れて井尻川とな

り、行司村に出で海に出る。

○神島

菟田村の沖にあり。

○草野津

草野村の津なり。往昔は此邊まで海なりき。三代格に豊前國草野津と出でたる是れなり。全文は、金教郡門司の文に出しつ。外記局記に菟野庄とあるも、同處なるべし。全文は、平井寺の文に出しつ。抑、此の津は、往古、公私の船の專着きと處にて、新任の國司の下らるゝにも、亦、此の津に着船ありしなり。今は海も、漸くに、淺く成り以て行きて海邊をば少離れたり。

○血田

上田村の田の字に、血田と云ふあり。景行天皇紀に見ゆたる、是れなるべきか。又、金教郡に、津田村あり。是れ血田を訛りた

らむも計り難し。何れにても有りぬへし。本は、頭田國の下に出しつ。

○松山城趾

菟田村にあり。西國太平記、應永戰覽、宇佐郡記、古城記等を併せ考ふるに、天平十二年、藤原廣嗣、官軍を防ぐ爲めに地を撰び、始めて此の城を築けり。其の後、城主なく、在廳の官人、蒙古を防ぐ時の便に備へ、事ある時は、楯籠れり。天慶三年、鎮西の亂により、地下人神田權少進光員、此の城に籠りて、凶徒を防けり。爾來、神田氏、十八代居る。神田はもと菟田なるを、中昔以來、神田とも交へて書たり。保元二年、平判官康盛、神田の一族を亡ぼし、三男藏人信盛を置く。元暦の際、信盛の子、小平大夫吉盛、安徳天皇、宇佐行幸の供奉をなし、が、終に赤間關にて入水し、家亡びぬ。是れより、緒方の一族、長彌、大夫坊覺、願守りぬ。建久七年より、宇都宮大和守信房の抱城となり、長野豊前守と郡境を争ひ、終に長野に攻め取

られ、建武の頃まで、長野より、城代を置く。延元元年、太宰少貳
 頼尙、此の城を攻め取りて、末子九郎頼慶を置きしが、菊地肥
 後守武重、同武光、押し寄せ、合戦數度に及びぬ。慶安元年より
 四年まで、大内入道道階、猶子天野太郎顯光を置く。同七年、菊
 池、大友少貳、宇都宮等和睦し、當國を大内左京大夫義弘に賜
 はりて、守護代として、杉彈正大弼興信、其の子太郎弘信、相續
 いで居る。應永五年十月、豊後の大友親世、在京の間に、從弟氏
 鑑、反きて、兵を擧げ、戸次親秀をして、此の城を攻め取らしむ。
 此時、杉弘信、周防山口に在り、其の子彌太郎光治、敵に圍まれ、
 討れしを聞きて、大内勢の先將として、押し渡り、吉志の畑に
 船を着け、狸葉山にて、勢を分ち、門司一徳齋は、搦手に向ひ、天
 野讚岐、杉弘信は、松が尾、中の尾に陣して、大手より向ひて、其
 の夜之れを攻落せり。重兄云、此の時、城主戸次親秀、豊後に在り。留守、太田原兵
 庫介、行房、嫡子小太郎、行國、同弟小太郎、行政、いづれも力

願して、自 等覺寺の座主堯賢、千三百餘人を率ゐて、此を援はむ
 こと、與原山に陣を取る。大内方の門司左近太郎、小野田兵部、
 規矩權守は、大元堂の松原に出張し、門司一徳齋は、同北の山
 下に兵を伏せ、同彌三郎は、濫崎に備へ、足輕の先手は、簗島に
 備へ、杉弘信、天野讚岐は、神惠比須堂に陣を取り、門司彌次郎
 は、元檀林寺の森に扣へたり。かくて、大元堂の南にて戦ひし
 に、僧軍敗走し、僧徒等、海潮にて溺死せし者多かりき。堯賢等
 覺寺に歸りぬ。大内氏、因りて、天野安藝守義顯を城番とし、應
 永十五年まで居らしめたり。應永十六年春、杉中務大弼弘重、
 京都郡を領して、當城に居り、其の子孫彈正少弼正重、長門守
 重之、左衛門佐行信、十郎貞政等、之れを守りて、天文元年、几至
 りぬ。天文二年より、杉民部少輔重盛守る。弘治二年、杉重吉、大
 友義鎮に攻め落さる。永祿五年、毛利家の代將、天野紀伊守隆

重來り守る。又大友宗麟に攻め落さる。同六年、毛利元就の四男十郎藏人元秋居る。天正元年より、長野三郎左衛門助盛に託し、馬嶽の抱城とす。是れを以て、息、三郎永盛を置く。同十五年、秀吉公より、當國六郡を黒田孝高に給はりしかば、黒田家より、城番を置く。慶長五年、細川家の領となりても、猶、城番を置きしが、間もなく、同十一年、破却したり。

○馬嶽城址。

大谷村にあり。此の村、元祿の頃までは、馬嶽村と云ひきとぞ。伯耆の人、門脇重綾が記せる名和氏紀事に、馬嶽を筑前とせるは、謬なり。宇佐郡記、應永戰覽、古城記等を合せ考ふるに、天慶五年、源經基如體權現に請うて、祈りけるに、夢に、菩提院の東方に當て、愛宕宮、神馬に騎りて現れ賜ふ。故に、其の山に城を築いて、馬嶽と稱す。太宰大貳公頼の子、筑前守昌頼を當

國の守護となして、此の城に置く。昌頼の子、公頼、本領宰府にあり。依つて、公頼の弟、爲頼より六代、光頼、宗頼、相繼いで守る。仁平元年、源爲朝、豊後より豊前に打入りて、當城を攻め落す。其の後、草野權守家仁守り、其の子孫三代居る。元暦年中、源平戦争の時、豊後緒方の一族、緒方九郎平家に叛いて、楯籠る。源右大將府を鎌倉に開いて、九國に探題を置き、國々の守護を定めらる。此の郡は探題領と成りて、探題より、城番を置く。建武の乱に、太宰少貳、攻め落し、抱城とす。菊池肥後守來りて攻め取る。又大友家來り攻む。長野の一族、規矩の一黨、互に、此の城を争ふ。貞和の頃、征西將軍に從ひて、新田上野介義基、多田滿仲、二世孫頼氏、當國に下り、三代、義基、高守る。應永、亂記云、陶筑前守、移陣于國府、將攻二男、上野介義基、義基、生後、氏、歷、成、寅、元、年、正、月、義、基、奉、仕、吉、野、帝、與、國、間、從、征、西、將、軍、國、臣、親、王、至、京、紫、與、菊、池、氏、謀、襲、城、于、此、父、子、居、此、應、安、七、年、甲、寅、九、月、菊、池、降、足、利、氏、於、是、義、氏、亦、關、將、軍、宗、近、年、與、大、友、交、爲、氏、鑑、守、之、云々、永享三年より、菊池の抱城となる。然るに、大

内家より攻め落し、盛見の嫡男掃部頭教幸を置く。文明元年、教幸叛きて自殺す。其の子陶武藏守弘春居る。明應九年、大内、大友兩氏軍を發して數戰ひ、大友より兵を籠置く。文龜三年、大内義興、また攻め落せり。重兄云、筑前雷山古文書に、去月廿三日、於豊前國時、太刀討同耶從、僕從等、被矢疵之次第、神代紀伊守貞總、注進到來、尤感悅之至也、彌可抽戰功之狀、如件、文龜元年八月十三日、花押、大内義興、岡部彦左衛門尉殿、又、去閏六月廿四日以來、於豊前國馬岳在城、殊難儀、日夜防戰、仍被矢疵、(左足)粉骨之次第、烏田玄蕃九種通注進到來、右神妙感悅之至也、彌可抽戰功之狀、如件、文龜元年八月十三日、花押、(義興)王丸中務丞殿、あり。永正元年より、鷲頭兵部大輔弘通の子右馬頭吉弘守る。天文二十年、大内義隆滅びて、陶入道全姜當城を宇都宮左馬頭正房に預け、之れを守らしむ。永祿四年、城番貫親清、大友氏より攻め落され、天正六年より、長野三郎左衛門助盛守る。天正八年九月、龍造寺安房守信周、之れに居り、同十五年より、黒田家の抱城となり、慶長五年、又細川忠興の持城となりて、元和元年、終に破却せり。

障子嶽城趾

京都郡、田川郡の界にあり。建武三年、足利尊氏、足利駿河守統氏に命じて、築かしむ。應安元年、千葉上總介光胤、統氏を討ちて自ら居る。應永六年、千葉高胤(從五位上 上總介)亡びて、大内の抱城となる。天正の初、小早川隆景の抱城となり、同十七年、破却せり。今も空湟殘れり。又、本城北の丸馬屋の跡など、云ふ處あり。

○高來村城趾。
山鹿、足利等居城。

○生山城趾。

芥田村にあり。細川三齋の舍弟堯安の城代、毛利左馬頭居城。

○高城城趾。

南原村にあり。長野三郎左衛門の抱城なり。後、杉因幡守居城こなれり。

○十鞍山城址

圖師村にあり、元暦の際、平氏築きて籠れり。

豐前志四之卷終

豐前志五之卷

故渡邊重春著

男渡邊重兄校

仲津郡郷八、村七十三。

續紀天平十二年、藤原廣嗣の亂の條云、豐前國仲津郡擬少領無位、膳東人、來歸官軍。

豐後風土記云、大足彥天皇、詔豐國直等之祖菟名手、遣治豐國、往到豐前國仲津郡中臣村云々、

或記云、細川家より御引渡の高、仲津郡三萬六千二百二石七斗五升五合九夕一才。

○皆見郷

今は、村名と成れり。和名妙に、釜河國磐津郡にも皆見郷あり。字書に、皆祖此切音子、口

毀、ご見ねて、本、ソシルの義なるを、アザケルに轉じ用ゐたるもの成るべし。新撰字鏡に、噴蚩同、阿佐介留、又、曾志留、又、和良不なご見ねて、アザケルも、ソシルも、意は一に落つめり。借、アザケルを、アザこのみ云ふ例は、古事記の嘲咲、古語拾遺の咲、曠をアザラフと訓む類なり。即、アザケリ、アラフの略言なるを思へ。延暦大神宮儀式に、穴往皆鹿國と云ふもあり。抑、皆見と云ふ故は、草場村豊日別宮縁起に、昔年、左留多比古神立、伊良和羅山、見溪水、此川不深、其水上、以小流淺水名所淺見川、又云、其日東曙見河因號、朝見川、ご見ねたり。

○ 芻見郷

字書に、芻、芻草、又、刈草、韓昌黎、驚驥、詩、云々、饑食一束。芻、説文に、束草之形、中本、从艸、俗、又、加艸作芻、非、なご見ねたれば、久佐には芻字を書くへきなり。然れども、馬寮式に、諸衛府并、兩國年

料、芻、云々、畠、芻五千八百斤、野芻一千三十三斤、衛門式に、凡、府牛、芻株、云々、但、青芻者、令、衛士、刈、飼、之、ご出でたれば、芻、ご芻は、相通し書けり。故、芻見はクサミご訓むべし。今、此の名湮没て、何所ごも知れず。若くば、村名の草場はクサミを訛れるには非るか、

○ 城井郷

今、城井馬場村ご云ふあり。此の近隣なり。重兄云、或人の説に、築城郡の内なりしならむか、ご思へご、なほご、非るべし。其のわけは、宇都宮氏、初、仲津郡に住むに、城井郷に、住むに、由にて、其の子孫ご稱する者、仲津郡に多し。されば、城井郷に、住むに、因りて、城井を、姓とし、其の後、築城郡に移りて、久しく、住めりし故に、其の姓のまに、住む所なも、城井谷ごは、唱ふるなる可し、ご云へり。左も有る可き、考なりけり。

○ 狭度郷

此の名廢れて、今は何所ごも知れず。

○ 高屋郷

今は村名ごなれり。姓氏錄、河内國、神別云、高屋連、饒速日命、十世孫、伊已止、足尼、大迎之後也。

○中臣郷

四

此の名今は廢れたり。豊後風土記に、仲津郡中臣村あり。又、應永宇佐宮寺造營日記に、當宮一。御殿定燈御料所、豊前國仲津郡。内中臣今男八丁御寄附云々、と見ゆれば、此の頃までは、中臣の名を存ししなり。和名抄に、播磨國揖保郡中臣、神名根に、伊勢國桑名郡中臣神社と云ふみはたり、定村直孝翁は、南に久富村あり。北に福富村あり。其の中間に彌富村あれば、彌富村の邊を、古中臣と云ひしかと云はれたり。己考ふるに、往昔は、久富、福富、彌富の三村を、惣べて、中臣郷と云ひしが、後に分れて三村となれる時、好字を以て、如此分ち云へるには非るか、猶、下毛郡中殿村貴船社の下に云はむとす。

○仲津郷

今は、何處ともしれず。田川郡には、中津原村あり。當郡に隣き處なり。古くは、此の郡に屬さしにや、定め難し。

○高家郷

此れも、名廢れて、何處とも定め難し。

○扇谷 帆柱 伊良原 下 鑑ヶ畑 大村 木山 谷口 山鹿

崎山 大熊 梁瀬 喜田良 大坂 横瀬 犬丸 内垣

久富 末江 城井馬場 上高屋 下高屋 本庄 續命

院。續日本後紀云、承和二年十二月癸酉、故參議刑部卿、從四位上、小野朝臣半守、前爲太宰大貳時、建續命院一處、以備往來之舍宿、但、不藉公力、恐不得長存、乃叙本意、修葺之、曰、管九國二島之民、或公我私、往來相續、其求輕者、暫經時月、其事重者、竟歲始還、客宿於府倉之下、貨寄於圓圍之間、若病纏身、手足不隨、官舍督察、非養病之處、主家爭趁、皆惡死之人、遂使露臥、道路暴死、風霜、縱有時得痊愈、亦以飢寒死者十而七也、矣、見其如此、心深救恤、聊建續命院一處、楹皮葺屋七宇、扉一口、懸田百十町、以擬飢病、有志無力、庶幾萬一、地隔人遠、執檢難周、轉以個人更增疎廢、若遂不藉公力、萬恨心願之從、已伏望令府監、或典一人、及觀音寺講師、勿當其事、相替之日、一事以上、皆依實勘謝、若不加修理、令致破損、及非法費用之類、竝以官法論、未及上聞、守物故、其家就大臣、追以陳請、敕令所司、俾允所請、勿當之官、遷替之日、與奪、解由一准、國司、重春云、原本公、心に作るは、觀あり、今は、大日本史に據りて、改

つ。古川 八溝 花熊 彦德 崎野 國分 上坂 德政

有久 皆見 綾野 下原 上原 錦原 田中 吉岡 節

丸 光富 袋迫 松原 稻堂 長江 蓑島 元永 津留

下野。馬場。辻垣。高瀬。道城寺。德永。國作。惣社。
武波。平島。竹田。柳井田。草場。羽根木。金屋。今
井。真菰。沓尾。小犬丸。福富。大橋。福原。宮市。寺
畔。流末。矢富。天生田。寶山。大野井。
以上七十八村なり。

○豊日別國魂宮。

官幣宮とも稱す。草場村にあり。傳記云、豊日別宮或左留多比
古社、沙伊和井宮、又云、豊日別大神奉、上寶鏡、御正躰、長光社務
宮前、一授相傳、秘決重春云、長光家の事は、田川郡探銅所村の下に云へり。祓祝而號寶鏡、御正躰、
納置于神殿前、先寶鏡、御正躰、官幣、宇佐放生會行幸會、御進發、
節、御辛櫃三合櫃、緒、京、郡岩熊村、名族、以麻荊製、獻之、又云、勅使
今居津、到草場宮、安官幣、於神殿、豊日別大神與官幣合祭而、崇
官幣大神、號宇佐八幡大神宮、勅使上官幣、宇佐宮八十餘度、六

年、一度行幸會、毎年四度、大會、勅使公卿官幣大神上(本の)宇佐
宮國司勅使用(本の)海上風波之難在之、草場大神定護人、云々、
在廳、官人、勅使代而下、至放生會之日、云々、官幣大神神幸之經
路者、重春云、此の経路は、即、國府より豊後の國府に往來、
よ官道とぞ所思る。委しくは官道考に云はむとす。八月九日、草場之社
御發輿、至國作。御所屋鋪處、假宿也。國作、總社之輩、備神供、同日、
神宿、德政邑、若宮兩夜也。神供、
準前、奏、細男、樂、
重春云、細男の事は、上毛郡
古表社の下に云ふべし。十
一日、發德政社、至祓川禊、同日、假宿於築城郡湊、八幡宮、湊之輩
備神供、同上毛郡山田邑宗像宮、亦者、坂上毘沙門邊、假宿、山田
輩、備神供、同日、神宿下毛郡高瀬邑。神供、
準前、奏、音樂、
樂也、
細男十二日、發
高瀬神宿、宇佐郡佐野邑。神供、
神膳、十三日、發佐野邑、停于官幣大神
凶士塚、而窺待八幡神幸、而同列班陣、迎和間濱、着幣殿、浮殿頓
宮、官幣大神、寶鏡、
正躰、宮司八幡宮、奉上、己午尅于時、官幣大神供勤
之、祠官并樂頭、樂人、居別殿、云々、又云、神領桑田郷内、馬上田壹

町同郷。内、三月田一町、築城庄。内、高塚笛吹田一町、東郷。内、徳政村、銚一町、中東郷。今、井市場、封八町。

重春云、此の傳記に據りて考ふるに、祭神は、猿田毘古大神に坐して、其を豐日別國魂宮と稱し奉る由なり。豐日別は、豐國豊前の別名なるが、此の國を猿田毘古大神の、殊更に、經營經營なご爲給へる功勳功勳の有りけむ故に、國魂神と齋いさき奉れるにや。草場村の隣村に、國作と云ふあり。此れは此の國を作らしけむ。猿田名半、迎神と稱するもあるを思へ。然らずとも、別名を大土御祖神とも申して、大國主神の國作の功績を助け給へりと聞ゆれば、國魂神と崇め稱へ奉らむは、然も有るべき事にこそ。土御祖神を猿田毘古大神の別名と云ふ事、古史成文七十四段の傳に詳なり。殊に、延曆内宮儀式張には、大土神社一所、稱國生神。兒大國玉命と有りて、大土神の亦名を大國玉命とも稱するをや。又、沙伊和井宮とは、猿田毘古大

神を庚申と云ふより、幸神と漢音の同じきを以て、幸はサイハヒと訓む字なるに因りて、中昔より唱へ謬りたるにも有るべし。又、官幣宮と稱するは、宇佐宮へ御調進の官幣を暫し、納め置く宮なればなり。扱、彼の官幣を此の宮に納め置くは、國司に命せて、田河郡採銅所村なる長光家に、鑄造らせ給ふ御鏡の落成を、待ち給ふ間こそ所思る。如斯て其の鏡を官幣大神と稱して、勅使の京より持ち下らせ給へる幣帛に添へて、宇佐宮へ調進爲給ふに、豐日別大神も、行幸有りし趣にぞ聞ゆる。されば如何なる由緒有りてなるか、知り難けれど、古くは此の大神のみならず、彼の宮の大祭には、近隣の神社の行幸有りしも、此彼聞ゆれば、さる類の行幸なるか、將異なる由緒ありてなるか、尙、よく考ふべし。扱、此の社も、今は太じく衰替ましつれど、中昔までも、

や、大社にて、領主地頭なども、崇敬を加へられたる趣に
聞ひて、吾が友神宗定(官社祠)が所藏せる小早川隆景主の
制札の文云、

禁制

草場村

官幣大神宮

右諸軍勢甲乙人、濫妨狼籍、并竹木採用之事、堅令停止畢、
若於背此旨者、可處嚴科者也、仍下知如件、

天正十五年二月六日、

左衛門佐、

花押

此れを以ても、當年の状を想像るべし。此の社は、東面なるが、神實は南面に鎮り坐せり。古の遺制なりと云へり。

重况云、兩豊記に、應永六年正月、大内盛見、豊前に攻め入り、諸

將降參の條に、鶴の湊に在陣せし内藤又次郎野間冠者が許
より、注進するは、云々、二十三日晚景、寶山を攻め崩し、東郷式
部少輔正廣、官幣官司、皆降りて、中津郡靜謐する由、告げ來る、
ごあり。

○總社

國作村にあり、玉手次(平田篤胤著)に「總社と稱する社の事は、多く
は、昔國府の在りし地に有りて、式内にて、某の神社とある社
も多かるが、亦、式外にて、只に總社と稱するも多かり、此は按
ふに、往昔國々に國司を置き賜へりし時に、其始めて入府せ
る時は、國守の神拜とて、其國なる諸社を、盡く巡拜し、又、然ら
ぬ時々も、巡拜する式なりしかば、其社々を、一社に總祀りて
總社と稱せるが、新に社を建てたるも多かれど、中には其國
府の地なる一宮社に、配齋へるも有りし故に、只に總社と云

と式内にて、某神社と云ふ社を、總社と稱するも多し、と聞けたり、と云はれたり、總社の例は、香妻鑑に、相模國總社、柳田、○宜胤、郷水、正七年十二月、記に、近江國神、崎郡、小幡社、可赤、號、總社、之由、云々、あり、此地の總社は、社を新に建て、國內なる社々を總祀りて、總社と云へる成るべし、扱國守の神拜の事は、續紀に、和銅五年甲申、初定國司巡行、并遷代時、給糧馬脚夫之法、主稅式に、凡太宰及國司巡行部内者、云々、など見ゆたれば、入部せる時は、必部内を巡行して、其の時、諸社へも巡拜ありしものなるべし、今も大名等の國巡り、或は廻郡など、爲らるゝ時々は、必社々へも巡拜あり、是れ往方の所爲の遺れるならむ。

○生立八幡宮

木山村にあり。

○國造大明神

沓尾村にあり。祭神は、國造宇那足尼にや、將、菟名手にや定め

難し。村名の沓尾はクニツコを訛れるにぞ有らむ。

○妙見社

元永村にあり。慶長十五年、緣記に、塩田太郎豊忠、嘗信北斗妙見尊、故乘間、卜采邑之山、創造小社一字、鎮座之、敬禮無怠、實天曆六年壬子春也、云々、と見ゆ。此の社に永亨八年の鐘あり。

重兄云、其鐘銘云、奉再興、豊前國仲津郡元永村、妙見宮、鐘一口、事、右施恩、慈、爲、天朝、安全、地久、四、滿、殊、者、信、心、檀、那、女、大、民、衆、萬、國、遷、祇、園、寺、舊、義、響、者、現、推、鐘、通、非、想、非、々、想、天、々、藏、八、部、衆、可、預、擁、護、加、被、取、也、仍、旨、趣、如、件、永、亨、八、年、丙、辰、十、二、月、十、四、日、本、願、妙、四、禪、尼、大、工、藤、原、賴、安、

○祇園社

妙見社の攝社なり。世に今井の祇園と稱ふ是れなり。重兄云、社記略に、建長六年、於今井津、疫癘流行、人民苦惱、于時今井地頭職、福島采女、村上左馬、兩人相計、於今井津内前廉、勸請祇園、以榊原右京爲神官、疫癘忽退除、因茲、翌年六月十五日、准入坂臨時祭、造、鉢山、飭車、行神事、自是以來、爲恒例、其後、天正

宇都宮大和守信房の當國の守護と成りて下りし時に、本國の産土神を祭れる也。

重兄云、宇都宮系圖に、豊前國仲津郡宇都宮大明神者、下野國宇都宮社同体也、宇都宮大和守信房、勸請之、建久六年九月九日也とあり。

東鑑云、文治五年十月、於下野國、命奉幣于宇都宮社壇云々、玉手次云、「一宮記云、大己貴命男事代主命也」とあり。今宇都宮大明神と申す是れなり。往古は二荒山に坐し、此の荒山神社とあるは、宇都宮の事にて、是れ此の國一宮なり。

○安樂座大明神。

宮都宮大明神と相並びて立てり。宇都宮家譜云、祭神、神功皇后、天兒屋根命、武雷命なり。宇都宮大和守信房勸請す。寶治元年八月朔日、宇都宮左衛門尉信景、祖父信房の靈を同殿に祭る。同二年二月七日、信房秘鞍放光動、則稱宜に付、宇都宮の寶殿に納む。又、荒座大明神爲別殿、兩社建立、其後大和守賴房御

神號之字、改安樂倉奉號、又曰、始信房秘鞍を納め、神威荒れ賜ふに依りて荒鞍と號す。

○鞍用山權現。

宇都宮家譜に、宇都宮信房、建久七年七月、崇粟田關白道兼公。靈笠見山、後改鞍用山とあり。

○飯嶽權現。

大坂村にあり。藤原廣嗣の靈を祭れり。肥前國松浦郡板櫃明神も、廣嗣の靈なり。

○國分寺。

國分村にあり。延喜式に、豊前國國分寺料、一萬四千二百七十四束とあり。御巫清直翁云、日本紀に、天武天皇五年に、始めて四方國に說經の事見ゆ、同十四年三月壬申、詔諸國每家作佛舍、乃置佛像及經、以禮拜供養とある、是れ即國分寺の濫觴な

り諸國每家とは諸國司の政務を判する官家を謂ふなり。官家は所謂る國府にして、其の國府に作れる佛舎は、則國分寺なり。然るを元亨釋書に、此の詔を引きて、許天下民宅構佛宇と注せるは、僥妄の說なり。紀中に、天下諸民の私宅を謂ふ時は、百姓舍屋と記す例なり。何ぞ公然と諸國每家と詔はむ、然るを谷川清士本居長宣兩翁の博達博達さへ、釋書に欺かれて、通證玉勝間等に、愚論を載せられたるぞ遺憾なる」と云はれたるは、確説なりけり。然れども、續紀天平寶字四年六月の處に、天下國分寺者、本是太后之所勸也。太后とは聖武天皇の御后にます光明皇后なり。こに見ゆたるは、其の文は下に出すべし。これ據りて考ふるに、國々に寺は既くより在りけむを、天平九年に始めて國分寺の號を負せ賜へるか、將國分寺の未いまだ無き國有りしかば、新に勅ありて、六十餘國残りなく建てられたるか、同三年の詔

全文は下ににすら、若、元國分寺者、云々、とあるを思ふべし。天武天皇紀云、五年十一月甲申、遣使於四方國、說金光明經仁王經。同十四年三月壬申、詔云、諸國每家作佛舎、乃置佛像及經、以禮拜供養。續紀云、大寶四年夏四月丙申、令京畿及諸國寺讀經焉。又云、神龜五年十二月己丑、金光明經六十四帙、六百四十卷、頒於諸國、國別十卷。又云、天平七年八月乙未、勅曰、如聞、此日、太宰府疫死者多、云々、府大寺及國別諸寺、讀金剛般若經、云々。同九年三月丁丑、詔云、每國令造釋迦佛像一軀、挾持菩薩二軀、兼寫大般若經一部。本朝文粹三善清行意見十二條云、欽明天皇之代、佛法初傳、本朝推古天皇以後、此教盛行、云々、降及天平、彌以尊重、云々、又令七道諸國、建國分二寺、造作之費、各用其國。正稅於是、天下之費十分而五。續紀云、天平十二年六月甲戌、令天下諸國、每國法華經十部、

二十
并建七重塔焉。九月己亥勅曰、國別造觀世音菩薩像壹軀、高七尺、并寫觀世音經一十卷。同十三年春正月丁酉、故太政大臣藤原朝臣家、返上食封五千戶、二千戶依舊返賜其家、三千戶施入諸國。國分寺以充造丈六佛像之料。又云、天平寶字四年秋七月癸丑、天下諸國、每國奉造阿彌陀淨土畫像、於國分金光明寺禮拜供養。同五年六月庚申、天下諸國各於國分尼寺奉造阿彌陀丈六像一軀、脇侍菩薩像二軀。又云、天平神護二年九月戊午、勅宜令諸國具錄歲中修理官舍之數、付朝集使、每年奏聞者、國分二寺亦宜准此。又云、神護景雲元年春正月己未、勅畿內七道諸國、一七日間、各於國分金光明寺行吉祥天悔過之法。又云、寶龜三年六月甲子、設仁王會於畿內七道諸國分金光明寺。又云、延曆元年十二月壬子、勅太上天皇周忌御齋、當本月二十三日、宜令天下諸國國分二寺

見僧尼奉為誦經。同二年夏四月甲戌、勅國分寺僧死闕之替、宜以當土之僧堪為法師者補之。日本後紀云、大同元年三月辛巳、奉為崇道天皇、令諸國國分寺僧、春秋二仲月別七日、讀金剛般若經。又云、延曆廿四年二月己未、令諸國國分寺行藥師悔過、以聖躬未平也。又云、大同三年五月辛卯、詔曰、其畿內七道令國分二寺轉讀大乘一七箇日。四年正月丁亥、令天下諸國為名神寫大般若經一部、奉讀供養、安置國分寺。若先國分寺者、於定額寺。又云、弘仁二年九月己亥、令諸國依舊出舉修理國分寺料。三年二月戊寅、勅大同之初、令畿內講師專預講說、令演真諦、其諸寺雜事并補三綱等、暫預僧綱。但國分寺者、國司講師相共檢校者、自今以後、部內諸寺宜令講師永加檢校、其國分二寺國司亦相共檢其造寺用度者、講師別亦勘錄、每年申送於僧綱、遷替之日、令依舊例、責其解由、諸國亦

宜準之、五年九月甲申、施京畿七道諸國國分二寺、僧尼年八十已上、每人綿二十屯、日本紀略云、天長八年三月乙巳、佛舍利五百粒、令太宰府觀音寺講師光豐安置彼府管内國分寺及諸定額寺、

重春云、如此厭はしきまで、諸書を引き出でて、載せたるは、其の世の形勢を知らしめむが爲なり、然ばかり、朝廷には嚴重に爲させ賜ひし状なるを、清行の意見十二條に、講讀師、多非持律之人、或有贖勞之輩、況其國分僧少人、皆是無慚之徒也、蓄妻子、營室家、力耕田、行商價、云々、また、諸寺年分、及臨時得度者、一年之内、或及二三百人也、就中半分以上、皆是那濫之輩也、又諸國百姓、逃課役、逋租調者、私自落髮、猥著法服、如此之輩、積年漸多、天下人民三分之一、皆是秃首者也、此皆家蓄妻子、口啖腥膻、形似沙門、心如屠兒、况其尤甚者、聚爲

群盜竊鑄錢貨、不畏天刑、不顧佛律、若國司依法勘糺、則霧合雲集、競爲暴逆、前年攻圍安藝守藤原時善、劫略紀伊守橘公廉者、皆是濫惡之僧、爲其魁帥也、縱使官符遲發、朝使緩行者、時善公廉、皆爲魚肉也、云々、云はれたるを見れば、往方より、秃氏は、無頼の徒多かりけり、其は朝廷より用ゐさせ賜ふを頼み、心任せに狡意せしものなめり、哀れ此の國分寺よ、方今は衰果てて、纒なる堂のみ立てるは、定村孝翁の歌に『瓦ふきこゝもかしこもこぼるゝは、中子の道の荒るるなりけり』と詠まれたる状にて、當年の面影だにも无かるべし。

重兄云、太宰管内志に、『小出氏云、豊前國分寺は、仲津郡國作手永國分村に在りて、今も、堂宇五六基あり、開基は、行基菩薩なり、さて、後世、豊後大友氏の兵火に掛りて、盡く焼け失せたる

を、其の後、應忍と云へる僧大貞社此の寺地の荒廢を愁ひて、此の地に草庵を造りて、住めり。かくて、此の處の進庄兵衛大伽藍之家孫と云ふ者の家の棟に、甚古く煤すすびたる箱の、在るを得て、開き見るに、今胎曼荼羅たまたら三千佛、涅槃像、如意鈴あり。何れも、行基の什物とす。應忍、是れを草庵に安置し、伽藍再興の志有りて、年久しく、此の處にこごまれり。其の後、寛永の頃に至りて、當地領主、再興し給ひしより、今に、伽藍田、香田あり。又、古の名殘には、車通、伽藍橋、伽藍堂塔等の舊跡とて、方十町の内、往々に在りて、礎、又古瓦など、多く殘れり。又十二箇の末寺と云ふも有りしを、是れも、大友氏の爲めに、焼かれて、今は唯、六箇の草庵、昔の趾に建てり。今、この國分寺僧孝與が語れり云々、見たり。此れにて、當寺の變遷うつりかへのありさま、詳くわなれば、爰こゝに引き出せつ。

○興正寺

大坂村にあり。大村不動嶽の城主西郷刑部左衛門高頼の墓あり。

○城原

木山村の原なり。事は京都郡碩田國の處に、出しつ。

○國分原

國分寺村の原なり。廣き野原にて、方一里ありと云ふ。

○長者原

新田原の南に並べる松原なり。名和氏紀事に、太平記、鎮西要略を引きて、『後村上天皇正平十七年九月、名和顯長、菊池武光と共に、征西將軍を奉じて、足利氏經、少貳、大友等と、筑前の長者原に戦ふ』と書けり。筑前とせしは誤なり。大日本史に興國十七年九月二十七日、庚子、菊池武義、與新波氏經、戰于長者原、被走之云々、とも見たり。其の後、應永五年十二月廿一日、大内義

弘、大友氏鑑を討たむとて大軍を率ゐて、此處に出張し翌日、築城原にて大に戦ひ、大友氏の軍を打ち破りき。

○新田原

一里許の松原なり。

○難行原

錦原村にあり。

○今川

水源、彦山の竹臺より出で、西郷谷を過ぎて、北東に流れて、海に入る。

○蓑島

和漢三才圖會云、豊前國蓑島、在神田之東、隔海上、一里許、無双地景。

夫木集云、「むら雨にぬる、袂のあやなきに猶みの島の名を

やからまし』

檜垣女。集云、「ふらばふれ三笠の山し近ければみの島までは

さしてゆきなむ』

重兄云、名處方角抄に、豊前國蓑島は、かんだと云ふ處の東の海上、一里ばかりに在り、豊國の蓑島山の郭公頭や雨にぬれて鳴くらむとあり。

又云、海東諸國記に、豊前州邦吉、戊子年、遣使來朝、書稱豊前州蓑島海賊大將、玉井藤原朝臣邦吉、以宗貞國請接待と記せり。又云、丹後守忠家百首に、「五月雨に名をたのみてや蟹船の蓑島にのみ漕ぎとまるらむ」伊豆守爲乗とあり。

應永戰覽云、千田九郎豊房は、豊前國蓑島の人也。杉彈正弘信、豊前の守護たりし時、追從して、長門國豊田に在りしが、近年相續いて、軍役暇無ければ、父母の對面も叶はず、心憂くて居

たりしに、應永六年正月、内藤又次郎に件ひて、鶴の湊に在陣す。よき折節なれば、蓑島に渡り、父母に對謁せば、やこ思ひけれど、陣令嚴ければ、かりそめに往くべきにも非ず、空しく、光陰を送りけり。或時、海邊を警固する事有りて、幸こおもひ、便船を求め、漁父は嚴法を畏れて肯はず。時しも、正月十日の黄昏に、夕潮の湛へたれば、鹵地を往かむも叶はで、蓋崎の海岸に休らひ、島の方を眺めやりて居たり。宵潮の頃なるに、忽ち、汐乾きて、平沙漫々たり。九郎即て、乾瀉を急ぎ往きけるに、宵月朦朧として、遠近定かならざるに、蓋崎の方より、猛火忽、汐の上を飛びて、島の方に往きて、又、沖の方より、火團來りて、龍女宮の邊にて、入り違ひ、双方に飛び去りぬ。九郎此の火をみるべしとして、父母に對面し、年月の物語に、夜も闌に及びければ、父母に暇乞して立ち歸る。されども、汐も來らず。九郎も

奇異の思をなし、本の陣所に歸着す。陣所の人、何の刻ぞと問ふに、成刻と答ふ。九郎餘り不測さに、傍の人に、然々の由を語りければ、年老たる人、云ひけるは、かやうなる事、誠に汝が孝心を、天神地祇も、感應有りてこそ、汐もはや乾き、不知火も道しるべせしなるべけれ。云々。

重春云、松島盛亮田川郡香卷人云、「ふらばふれ御笠の山し近ければ、島の島までは、さしてゆきなむ。此は、昔、筑紫に、名たる檜垣の子が詠めるなり。此の三笠山は、筑前三笠郡の山にて、蓑島云ふは、此の國仲津郡の海にあれば、最、間遠なるを、さしてゆく、と詠るによりて考ふれば、そのかみは、都より太宰府に降り給ふ人々、此の國の荒津、蓑島の邊に、舟はてて、同郡の逢坂をこね、田河郡を横ぎり、筑前に出でて、府に到るに、越ゆる山なく、渡りかぬる川もあらで、甚、眞直なる道なり。今も、伊田

原てふ處に、其の跡きて残りたるを、里人は車通と云ふなり。楢の葉の名に負ふ宮の頃までは、白縫の筑紫へ下る舟は、専ら荒津にとまりしが、其海の淺くなり、舟もよらず、成りゆくまゝ、大貳などの下向さへ止みにたれば、荒津てふ處さへあらず成り果てて、何がしの抄には、筑前と書かれけるは、甚あるまじきわざなり』と云へり。此は甚愛たく、可賞考なり。但、荒津を筑前に非すと云へるは、謬なり。當國にも京都郡草野津の近境に、新津村はあれど、古くより云ふなるは、筑前なる事。三代實錄に、『新羅賊船二艘、筑前國那珂郡乃荒津爾到來天、豊前國貢調船乃絹綿乎、掠奪天、逃退利』と見ゆたるにて知るべし。又大貳などの船にて、下らるゝ由、書けるも誤なり。民部式に、大貳以上は、陸路より下られし由、見ゆたるをや。

○天神島

蓑島の浦邊にあり。

○鶴湊

今津留村と云ふ、是れなり。此の邊は、中昔まで、入海なりし由にて、應永戰覽に、鶴湊と見ゆたり。

○海石榴市

元永村にあり。海石榴樹、甚多し。事は京都郡碩田國の下に云へり。

○在廳屋鋪

草場村に、在廳屋鋪と稱ふ處あり。是れ、國府の蹟なるべし。平家物語に、『師光はあはれさいちやう成景は京のものしゆこんいやしき下郎なり』吾妻鑑に國司者、自公家被補任、在廳者國司、鏡也。また、犬丸菊松、地頭、高田郷、地頭等、如私領、知行、不致所當以下、勤之由、依在廳、訴申、自院被仰下、仍可致勤之由、度々

下知とある。按ふに、在廳は國府に在る土着の官人を云ひ、其の官人の居る府をも、在廳と云ふなり。神宗定（宮前記）が所藏の天文十年大内家の文書には、太宰府をも在廳と云へり。出雲風土記、兵部式、三代實錄等に、國廳と見ゆたるも、在廳と同じく國府を云ふなり。扱和名鈔に、國府在京都郡とあるは、甚々疑し。若くば、誤には非るか。或は往方京都郡なりしを、後に此の郡に移せる事のありしか。後紀に、延暦廿三年正月壬寅、遷但馬。國治於氣多郡高田郷。同四年十一月乙酉、遷攝津國治於江頭など見ゆたるは、國府を遷せる例なり。（代實錄に出羽國府を移せる事見ゆ。）但、總社、國分寺、續命院など、皆當郡にて、近く隣村なるに、京都郡には、然る名の存れる事も聞ゆざるは、是は必、源順ぬしの誤とぞ所思る。且、草場國作兩村の西方に、高貴人の墳墓と思しきもの、廿三あり。是れ國司四等の官人等を

葬りたる所にて有りぬべく思ゆれば、旁國府は、草場村なりし事疑なかるべし。（向此の外に、此の郡には、古墳甚多あり。○因に、下高の年、彼の石神の上家を、新に營み造りつれば、一層地狭くなりぬ。されば、五六間許、下方にて物せむと、土地の高低をならしむるに、一の大石あり、其れを取り退けて見ると、王公貴人の石棺と所思しく、内方を熱視すれば、獨體など、猶、儼然に存り、鏡、劍やうの物もあり。石のあはひに、相撲を取らせたり。かりて、其の石蓋を覆ひ、舊の村の谷五郎と云ふより、いさか放りて、相撲を取らせたり。かりて、其の石蓋を覆ひ、舊の村の谷五郎と云ふ者、外に二人許、夜寝たるまに、死にたり。人々、皆、怪しき事、思ひしが、其れより、打ち續きて、一日に、或は二三人、或は四五人づつ、其れと云ふ病も無く、死にたる者、廿六七戸許の村なるに、三十人許に、及びたり。其れが中には、牛も十四、正許、死にたり。此れに依りて、彌益、怪しがりて、此れは、必、其の所由、ころあらしめ、此處、彼處の卜者に占はしむるに、皆、古き墳墓の祟なりと云へり。こゝに、靈を祭り、神樂を奏、以て相撲など取らせ、山中なる山靈神の社地に、社を造りて、彼の古墳の靈を祭り、神樂を奏、以て相撲など取らせ、山中申しければ、其れより彼の祟、止みたりとぞ。

○山鹿村城趾

○山鹿氏居城

○蓑島城趾

天文より天正の際、長門國高倉城主、杉因幡守重昌の子、千代

丸重良居りて、海上を警固せり。後、高橋宗全、長野祐盛に攻め落されたり。

○寶山村城趾

安東萬次郎居城。

○不動嶽城趾

大村にあり。西郷刑部左衛門高頼居る。高頼は大坂村、興正寺に詣でし時、道にて長野三郎左衛門尉祐盛に討れたり。

○いんしう城趾

同村にあり。杉因幡守居城。

○燕岩城趾

崎山村にあり。香春嶽城の塞こぼりなり。

○元永村城趾

城主未詳。

○戸通城趾

上高屋村にあり。城主未詳。

○のりき山城趾

馬場村にあり。宇都守播磨守居城なりしが、未詳まだかたらず。

○神樂城趾

城井馬場村にあり。今井津某居る。天文の頃、今出兵衛元國居れり。

○横瀬村城趾

城主未詳。

○濫見城趾

節丸村にあり。今村式部居城。

○黒岩城趾

光富村にあり。城主未詳。

○大將陣

天生田村にあり。誰れの陣所なりしか。未詳。

豊前志五之卷終

豊前志六之卷

故渡邊重春著

男渡邊重兄校

築城郡郷四。村四十七。

和名鈔云、築城豆伊

續紀天平十二年廣嗣の亂の所に云、豊前國築城郡擬口領外

大初位上、佐伯豊石、來歸官軍重春云、擬の下に大成は少の字を脱せり。

重春云、天智天皇紀に、四年秋八月、遣達卒憶禮福留達卒四

比福夫筑紫國、築大野及椽二城、云ふ事あり。是れ和名鈔

に出でたる大野、槁木の二郷なる由は、下に云ふが如し。築

城云ふは、此の城を築きしに因る稱なるべし。

或記云、細川家より御引渡の高築城郡、二萬二百二十七石六

斗六升七合一夕一才。

○綾幡郷

今は訛りて赤幡と稱し、村名となれり。扱綾幡とは文ある布帛のとなて、古く服部の住みし處なるべし。古史成文四十九段の傳に、『遠江國敷智郡濱名の岡本村と云ふ處に、式外なれど初生衣神社と云ふ有りて、天棚機比賣神を祠れり。此の社に仕へ奉りて、祭を掌る人を神目代といひて、代々神を稱號となし、姓は服部を稱へり。此の家より、毎年の四月九日、伊勢の神衣祭の節に、初生衣と云ふを織りて奉ること、古よりの例なりとぞ。此の家に傳へたる舊記の文に、云々、用神服部、一字稱神。目代云々、と載されたるを以て考るに、此の赤幡村の神主に神氏あり、此の神服部を省きて稱號とせるには非るか。但、今大伴姓なる。又隣郡に桑田と云ふあるも、布帛を織る料の

○桑田郷

蠶養の桑田なるか。また、此の郡に畑、八田など云ふ村あり。此れも服より出でたる名ならむも知るべからず。姓氏錄大和國に、服部連天御中主命十一世孫天御杵命之後也とあり。主計式に、豊前國調綿紬十七疋、自餘輸絹綿と云ふとも見ゆたり。

吾が友、神宗定は、今寒田と云ふ村あり。本、桑田なるを、桑を漢音にサウと云ふより、訛りてサワダと云へるには非るか。と云へり。如何あらむ。官幣宮傳記に、神領桑田郷。内馬上田壹町、三月田壹町、と見ゆ。長光家古文書に、御本山若林山者桑田郷内也と見ゆ。又宇佐宮大鑑に、築城郡桑田郷田百六十二丁反。四至東限赤幡社、南限傳法寺境、西限船廻峰、北限熊瀬、大路とあるにて、此の郷の大概は知られたり。田重兄云、築城郡の内にて、今桑も、宇佐宮大鑑に、四至を記せるに依りて考ふ。但、赤幡社とあるは、今の社れば、全く今の安武手長なり、と或人は云へり。

地に非ず、本山に鎮りましし時を云ふなり。

○大野郷

築城村の東南の方なる中原と云ふ處に、王野八幡宮あり。王は大を誤れるにて、古は此の邊を廣く大野郷と云ひしものなるべし。名義は、豊後風土記に、此郡所部悉皆原野、因新名曰大野郡と見ゆたること同證あるべし。建武四年、宇佐宮放生會記。細男、試樂料辨分の處に、九日兩辨分大角野と見ゆたれば、此の頃までは、名を存ししなり。角野は今扱天智天皇紀に、築大野及椽二城とあるを、通證に、和名鈔云、築城郡大野嶋木、於與伎、與於與比訓通、神武紀及訓與伎、用及椽二字者如紀伊之例也と云へり。椽を伎と訓む例は古事記の氷椽是れなり。

○嶋木郷

今は名廢れて、何所とも知りがたし。事は大野郷の下に云へり。

○寒田 櫛原 本庄下上 傳法寺 松丸 深野下上 香樂下上

岩丸 極樂寺 眞如寺 畑 馬場 上河内 小原 日奈

古 奈古 小山田 水原 畠中 弓師弓師は兵部式に、豊前國云々、送太宰府に見ゆたるべし、創る者の居りし地なるべし。袈裟丸 安武 舟迫 赤幡 別府下上

廣末 築城下上 八田東 宇留津 高塚 椎田 湊 白

田 越路 坂本 上松 石堂 有安 中村 松江 山本

以上四十七箇村なり。

○築城驛

今もあり。兵部式に、驛馬五疋を置くよし、見ゆたり。

○綱敷天満宮

高塚村の濱邊にあり。世に椎田天満宮と稱ふ、是れなり。延喜のむかし、菅原道真公太宰權帥に成りて下り賜ひし時、當國の葦島に巡らむと、船にて此處の海を過ぎさせられしに、風

ありて果さず。やがて、濱邊に船を着けて上り賜ひけるが、敷くべき物無ししかば里人取敢ず舟綱を鋪設の代に敷き参らせけり。後、神託に因りて、舟綱に憩はせ賜へる御像を造り、殿舎を建てて、齋き奉りし由、縁起に見ゆたり。貝原翁の天満宮故實に、筑前國袖湊に綱輪天神ある由見ゆ。神社啓蒙には、綱輪を網敷とせり。豊前紀行に、攝津國御影村、同國須磨浦にも、綱敷天神ありと云はれたり。

○岩戸見大明神。

傳法寺村にあり、宇都宮家譜云、祭神天照大神、大己貴命、手力雄命、文治元年七月七日、宇都宮大和守信房勸請、社領田河郡添田十三町、筑後國三毛郡安江庄廿一町。重兄云、舊記に、築城郡傳法寺村、岩戸見大明神、宇都宮氏代々之産沙神也、云々、とあり。

○矢幡八幡宮。

湊村にあり、按ずるに、駿河風土記、鳥渡郡八幡神社の條に、神護景雲三年九月、太宰神主阿曾丸五畿七道各置譽田先君宮舍、故此又譽田天皇舊跡也、と云ふ事見ゆたり。されば、毎國に八幡宮を建てられしものなめれど、國史に見ゆざるは、洩されたるにぞあらむ。如斯て、其の八幡宮は、我が豊前にも、宇佐宮は座ども、必別更に、建てらるべきなり。其は何れの宮ぞと云ふ事、詳には知り難けれど、何八幡宮某、八幡宮と稱すが、甚多き中に、矢幡八幡宮と云へるが、國別にあり。是れ其の宮なるべく所思ゆ。我が豊前にては、下毛郡高瀬村にも、矢幡八幡宮はあれど、此の湊村なるを、稍古き社地と見ゆめ。豊前別宮

縁起、官幣大神、幸經路の條云、假宿於築城郡湊八幡宮、湊之豐備神供。

○赤幡八幡宮。

赤幡村にあり。古くは本山もとやまに在りしを、中昔、今の甲山かみやまに移し奉りしとぞ。宇幡宮大鑑に、赤幡社田十一丁、本田四丁、浮免七丁と云ふと見ゆたり。備、本山の西麓に、捨竿すてすゐと云ふ竹あり。土人、往昔より其の竹の數、損益無と云へり。事の所由ゆゑあるべくや。

○飯盛權現。

寒田村にあり。宇都宮家譜云、祭神、村上天皇第十二姫宮、兼家公道兼公御母也。文治元年四月、宇都宮大和守信房崇之、

重春云、大日本史皇女列傳に、村上天皇には皇女十柱まします中に、保子内親王と申し奉るは攝政兼家公に下嫁賜ひき。又、兼家公傳に、子藏人道兼爲帝所昵と見ゆ。たれば、十二姫宮と云ふも、兼家公道兼公御母と云ふも誤なり。又、兼家公道兼公は、兼より御兄弟にも座さぬなや。又、宇都宮公綱傳に、其先出關白道兼、道兼四世孫僧宗圓爲、宇都宮座主、子孫因氏焉と見ゆ。たれば、道兼公の母君、兼家公の御妻を祭るなり。扱、大鏡に太政大臣道長のおとと、御母從四位上行攝津守右京大夫殿藤原中朝兄弟の女なりとあり。道兼公と道長公は御兄弟あるが、母君は同じきや、異なりや。

○法蓮寺。

岩丸村にあり。梅洲語錄云、築城郡崑丸邑、有古刹、山曰葛城寺。名法蓮、相傳、係法蓮和尚手關之場。或曰、明應年中、之開創、予亦不詳。此二者孰是。

○天德寺。

本庄村にあり。貞和年間、宇都宮賴房これを建て、藏山融澤禪師の開基なり。宇都宮家の累代の菩提所にて、位牌なごあり。寺、南の高き處に、宇都宮氏の邸蹟と云ふあり。

○金剛寺。

上築城村にあり。應永九年の鐘あり。今は京都郡黒田村天満宮に懸れり。

○寒田川。

水源、眞河内の瀧にて、椎田濱に出でて海に入る。

○小山田川。

櫛原村塚の嶺の上に小池あり、清水甚深し。是れ水源なり。水原村なる廣幡山の腰にて、岩丸川と合す。

○岩丸川

大場山の行曲り云ふ處より出で、坂本村の下にて、極樂寺川と合す。

○眞如寺川

國見峠の下より流れ出で、椎田濱に出でて、海に入る。

○畑川

水源、眞河内山なり。松江浦に出で、海に入る。

○松江濱

豊前事跡考云。此の浦の鱸魚味甚美なり。故に、松江と名く。出雲國松江の鱸魚も、名産なり云ふ。蘇東坡後赤壁賦云。今日薄暮舉網得魚。巨口細鱗。狀如松江之鱸。本草綱目云。鱸出吳中。

松江尤盛

○三松濱

椎田村にあり。或人、安岐湊は此の濱なり云ふ。附會の説なりかし。此は豊後なる事疑ふべからず。

○傳法寺村楠木

甚々古木なり。大さ十圍二尺あり。宇佐宮一。御殿造營の時、此の木の本にて、手斧初の式あり。宇佐宮寺造營日記云。一殿杣始、豊前國築城郡傳法寺、河内御堂所之楠在之。供奉役人等、官行事三人、少官司光世、惣辨官永房、左執行親身、祝毘沙童丸、權祝、頭書生、御杖人三人、陣道、長御前書生、若宮神主二人、陰陽師、權陰陽師、大々工大神貞内、總大工滿助、引頭、

一帽額凡絹御供米祭料并柴摺布酒肴者郡代吉岡大炊助種俊、

勤其役畢、

一當日臨時御殿二字造之、以檜葉葺之、大宮一字、三間東向、若宮

一字、三間南向、先以竹麻、奉清靈木之後、令清祝大工、鍍等也、社

之御前之楠木、三鍍伐始之、其後酒盃也、應永廿五年戊辰八月廿

七日、卯、杣始之儀式、大概如斯、重春云、貞觀儀式の大嘗宮條云、稻實下部奉

山神云々、祭畢、造酒童女、先執齋斧、伐樹、

重兄云、或人云、村民の傳に、往古、宇佐の神、彦山より、此の楠を根こじにして、歸り給ふに、

彦山の神、いたく惜みて、追ひかけ給ひしかば、此處に捨て給へり。されば、宇佐神木とし

用、昔は彼の社造營の時、必、此處に行幸ありて、此の木を、少し削り取りて、其の斧立に

○宇都宮家墳墓、

前記の天徳寺にあり。宇都宮常陸介長甫、民部少輔鎮房、彌三

郎朝房等の奥墓、累々こして、立てり。

○大野小辨墓、

下香樂村の山上にあり。是れは黒田家の臣にて、宇都宮氏と
戦争の時、高橋平大夫等と討死せし人なり。此の合戦を土人
は峰合戦と云へり。委しくは、城井谷物語に見ゆたり。

○茅切山城跡、

本城村にあり。宇都宮記云、民部少輔宇都宮鎮房、父曰常陸介、
法號曰長甫、嫡子彌三郎、諱朝房、先祖曰大和守信房、粟田關白
道兼五代裔也。文治元年、爲豊前國守護職、居于築城郡城井郷、
文曆元年八月二日、信房卒、壽九十九歲、其子曰景房、子孫相續
十八世、而至鎮房、天正十四年、日向國有土持某者、叛大友宗麟、
而屬薩摩、大友起兵擊之、鎮房援之、將出兵、請命于豊臣公、公以
仙石權兵衛爲將、擊薩摩、島津發大衆拒之、大友仙石等戰無利、
退保府内、島津乘勝圍城、危甚、此時鎮房有病、不能援、同十五年
三月、豊臣公起大軍、自將擊島津、三月十五日、至于小倉、島津引

兵而退、公進軍至于府内、鎮房有病不能從、乃使其子彌三郎朝房從軍、五月七日、島津降九州平、豐臣公以伊豫國封朝房、印書以賜之、朝房拜之、歸告其父、鎮房曰、自後鳥羽院賜勅、及賴朝義滿兩府、授教以來、豐前爲我、封國願領是國、伊豫非所望也、朝房不得已、以鎮房之言告毛利小三治、後稱登岐守勝信小三治以朱印納之于公、七月三日、公歸至于小倉、命以豐前國企救田河兩郡、封毛利勝信、以京都仲津築城上毛下毛字佐凡六郡、封黑田甲斐守、於宇都宮父子無所封、朝房謀之勝信、勝信曰、當居我封内待後日耳、乃以田川郡赤郷白土櫟原成光三村與之於朝房、七月九日、去城井城、移于赤郷、甲斐守以大村助右衛門爲留後、居于寒田溝口之宅、數年之朝房與其父謀曰、我輩幽居于此、竟爲毛利之麾下也、必矣、勇士豈可無所爲而與艸木同朽哉、須逐出大村助右衛門、保故城、黑田來攻、則唯死戰而已、鎮房從之、即率其士

卒、遂助右衛門、保城井城堅守之、十一月、毛利輝元使勝間田彦六左衛門、率兵援黑田、其兵相合、凡二萬人、陣于岩丸山、朝房伏兵于谷中、黑田大野小辨爲先鋒、勝間田彦六左衛門爲大將、長政進兵登山、伏兵俄起、左右突戰、黑田兵陷深谷、敗死者凡八百六十四人、城兵塩田内記、擊小辨殺之、彦六左衛門爲新貝次郎、所斬、長政敗岨、唯與八騎遁、城井谷物語云、大野勝又討死して、本陣の前後に向うて、逃げ退く。其の勢僅に五十騎ばかり、前後左右に取りつゝ、み、駒に鞭うち落ち賜ふ。宇都宮に名を得たる緒方池永、進、白川渡邊の若者ども、跡を慕ひて追ひ掛たり。中にも、渡邊與十郎、波の平の太刀ひらめかして、谷を廻つて向ふより、討つてかゝる。黒田殿奮怒の者とおぼしき侍、七八騎返し合せ、討死す。猶つのがさじと追ひ掛たり。或は、黒田殿は七騎返し合せ、討死しける間、主從三騎漸くさき見村まで落ち行く。云々。宇都宮鎮房は、廣畑城に、御馬をさしめ、寄手大方退散を見たり。暫く、後にて、味方の士卒、討死手負をしらべ、見むと床机に寄りて休み給ふ。大將長政は何處に逃げ行き候やらむと仰せられけるに、高司日向守、さん候、甲斐守殿は、馬が櫛の方に逃げ給ひぬ。渡邊與十郎追ひ討ち仕り、只今、城兵追之、逃入于馬嶽、城兵等皆曰、是夜襲討長政、則必有利、朝房曰、我於長政無所讎、唯欲保城而待公命者也、命士卒追至櫟原黑岩而止、益嚴守備、而堅守之、長政自馬嶽

入廣津城、重春云、廣津城は、今の中津城なり。以三宅三大夫爲使、乞和、鎮房不許、秀吉公竊命長政謀之、陽請以鎮房之女嫁長政、且賜之以印書曰、與封邑如故、三大夫持之來告、於是鎮房其長臣等皆說、長政贈之以金帛、使者往來、終結驩如水、父子請鎮房父子至其館、既尅日爲期、秀吉又命朝房至肥後、治佐々氏後事、父子之意益說、以爲公之命、我恩寵之至也、速治裝赴于肥後、孝高又遣使言鎮房會面如約、必來駕、鎮房辭以朝房至肥後、歸而後相會、孝高又請曰、會日既定、告之于公、或變其約、則公之意如何、於是下非所宜也、於是不得已、而鎮房至于中津、長政迎之、預命諸士饗給經營、鎮房從臣松田小吉時、十六歲、在席次、於是諸士振鋒、殺鎮房于席上、鎮房起所手殺凡十九人、終死、實天正十七年己丑四月二十日也、是日朝房過小柴驛、肥後地伏兵乍起、殺朝房、從者皆死、孝高至城井、召其老臣池永善左衛門、告曰、鎮房父長甫及女弱輩、

所罪、雖然、有公命、可至于斯、乃相率而歸、朝房夫人有所懷、故竊以侍女代之、朝房有二女、遺腹之子爲男、云、鎮房至中津、從臣之數、其姓名不詳、曰渡邊右京、曰渡邊與十郎、子が渡邊家系には、與吉那亦是重國、上毛郡日の瀨の城主たり。宇都宮家に屬せり。與十郎は重國の弟也。曰松田小吉、曰遠藤吉兵衛、曰神崎三郎、右衛門、曰遠藤源兵衛、曰石井清右衛門、曰中野次郎、次一、右衛門、曰權大宮司、右衛門、曰津留與左衛門、曰小袋大内藏、曰碓井藤内、曰野田新助、又云、小塚、則松、白河、屋那治、橋本之五人、在從臣之列、城井谷物語云、城井の侍二十三騎、龍のあれたる勢ひに恐れ、さつむ。かたなく、切り抜け給へやとて、門の貫の木、引きのけ逃げ出でたり。相殘る城井侍、大勢透間なく討つてかゝるを得たりやあふと死物狂ひに、まばしさいへて戦ひしに、すはだの働き、力なく、かり家の外にて、二十三騎うち死す云々。本朝武林傳云、城井某據城井谷干壇城、以拒如水、如水出於軍圍攻之、後藤又兵衛、野村大學等、爭進欲入城中、爲其地也、巖嶙磧歷、而奇、正夫不可列也、城兵放火炮、瘴人若干也、終不利、己而欲退、避軍士、城井從銳卒出戰、其勢不可、

當如水軍墮干陷地垂危（ハナシ）後藤野村爲後殿敵兵見後藤着猩々皮羽織大呼曰後藤何不死哉怯弱可以笑利兵急迫黑田軍大亂黑田美作栗山備後等血戰而得收軍他日如水乞和以其女嫁城井城井爲述婚姻之禮至中津如水豫謀使勇士殺之城井家臣驚亂入營中戰而悉死（重春云、黒田の女を城井に嫁す云ふは誤なり、宇都宮記の脱に從ふべし。）或記云豊前一萬五千町宇都宮領之内三百三十三町爲宇佐神領又九百餘町與親族十六人、

宇都宮家譜云當家下賜綸旨寫、今度九州被相鎮數度軍功達、叡聞九州之武將、勅許并豊前國一萬五千町内九千七百廿余町可令自領者也、舊領六ヶ所者可任先規事、綸旨被、仰出候其旨令存全仁情可被令靜謐仍執達如件、

文治元乙卯年九月五日、

權中納言親利、

宇都宮大和守殿

頼朝公より當家賜、

九州之殘黨悉被捕鎮之條、智仁勇之至、感不斜、因茲、豊前守護職、加後勘所也、全可被靜謐仍狀如件、

建久六年五月十六日、

頼朝、

宇都宮大和守殿

重兄云、豊前宇都宮氏興亡のあらまじは、右に掲けし宇都宮記にて、著（し）けれど、當國に關係深き名門たるを以て、其の系統を述へんに、宇都宮系圖に云ふ、關白藤原道兼、其子中納言兼隆、其子中宮亮兼房、次石山寺座主宗圓、其子宇都宮宗綱、次宇都宮宗房、宇都宮朝綱、其子從五位下兼仲、其子備後守宗房、宗房、其子宇都宮大和守信房、（從五位下、法名道兼、建久六年五月爲豊前守護職、）云云、次、宇都宮政房、（山田中間祖也、其子成恒、太郎昌俊、中間三郎、）次、西郷刑部左衛門尉業

九州征伐之時、朝房爲先手云云、同十七年四月廿三日、依殿下之命於肥後國被殺、朝房子、宇都宮治部左衛門朝末、初彌左衛門云々、とあり、こは本文を、聊省略して、引けるなり。

又云、太宰管内志云、宇都宮氏、初、仲津郡城井郷神樂に、數代居住せるを、後に築城郡本城村。城に居て、城井谷。奥なる木江を以て、詰城つめじやうとすと云ふ。故に、城井氏とも云ふなり。初、數代の間、當國の守護たるに依つて、端城はしじやう多く、幕下にも大家おほいけあり。

重兄また云ふ。豊國紀行にいふ。茅切山は、城井谷の内、本庄村の西なる山なり。山上切立たる如くに見ゆる故、名付けしにや。茅切山より、寒田迄、二十町許あり。寒田村は、谷中狹く、十一里なり。凡、城井谷の内は、是れより、仲津城へ六里、馬ヶ岳へ四里、築城へ三里余、小倉へ一里餘、傳法寺より上は、谷の内、所々にまがる。云々。谷の南に、三四町行けば、東の谷川より、猶、東の方に、溝口といふ、寒田の支村あり。民家數區あり。東の山より、澁川流るる所、段の入口なり。其の少し、東の方に、城井氏即宇都宮氏が、常に住みし宅の跡あり。廣さ八九段ばかり、西の川の兩岸、屏風を立てたるが如く、是れ、城井氏が、險要なり。橋無くば、大軍を付けたり。此の宅の上は、城井が城跡あり。近年は、橋無し。岸を廻り穿ち、河より登り、道に籠る所なり。入口は、大石有りて、門の如し。其の口二間ばかり、宅の四方は、皆大なる岩岸に籠る所なり。入り通るべき所にあらず。入口をかたく防がば、百萬の兵といふも、攻む可く。か、ち、す。城に比無き要害なり。寒田より、廿町ばかり、奥に行けば、谷の左に廻りて、東へ行か。キノコウ屋敷は、谷の奥のはてなり。云々、とあり。これにて、宇都宮氏が、代々割據して、

豊前志之六卷

築

○元山城趾

赤幡村にあり。城主未詳。

○淵上寺城趾

同村にあり。城主未詳。

○野中城趾

八田村にあり。萬田左近居る。宇留津の城主賀來外記の旗下なり。

○別府村城趾

別府太郎居る。天正の頃は、黒田家の旗下、時枝平太夫居る。

○宇留津村城趾

潤津日向守高衡居る。後、加來新外記の子孫兵衛元邦居る。後、毛利勢并に黒田勢より攻め落されたり。

威を振ひし其の堅城の大略を窺ふ可きなり。余も去にし年の秋、露繁き草叢踏み分けて、この荒城の跡を訪ひ、古を想ひて、まげしは、感慨禁ずること能はざりき。

郡 城

重元云、豊前軍略略云、天正十四年冬、秀吉公先手小早川隆景、吉川元長、吉川經實等、引率
中國勢二萬五千餘騎、替陣於寒田、松山、殿下、檢使黒田勘解由、亦率其勢、口餘人、移陣宗
像、氏、取、率、千、五、百、餘、人、駐、加、于、中、國、勢、此、時、馬、岳、長、野、三、郎、左、衛、門、爲、降、人、加、黒、田、手、孫、兵、衛
類、楯、籠、干、築、城、郡、守、留、津、城、於、是、元、長、隆、景、遣、使、勸、降、參、加、來、與、次、郎、同、新、右、衛、門、同、孫、兵、衛
等、父、入、道、專、順、爲、入、質、在、高、橋、居、城、賀、春、之、間、不、可、降、參、之、旨、返、答、依、之、十、一、月、七、日、鶴、鳴、之
比、中、國、勢、并、黒、田、長、野、宗、像、等、都、合、二、萬、八、千、餘、騎、打、立、松、山、同、日、辰、刻、著、陣、千、宇、留、津、此、城、
東、者、海、水、也、南、北、之、間、者、深、田、也、依、之、黒、田、長、野、自、南、方、小、早、川、自、北、方、吉、川、自、西、方、各、分、陣
押、寄、此、時、元、長、經、實、因、父、元、春、之、病、氣、自、松、山、引、退、小、倉、於、宇、留、津、之、攻、口、者、爲、元、長、之、名、分、陣
遺、宮、庄、太、郎、左、衛、門、春、實、云、々、所、討、取、之、首、一、千、餘、級、所、燒、死、者、不、知、眞、所、生、處、之、男、女、四、百
餘、人、悉、磔、之、於、是、黒、田、入、質、來、二、人、首、於、桶、記、討、取、者、之、姓、名、送、之、大、坂、同、九、日、諸、軍、皆、入、松
山、城、云、々、

○廣幡山城趾。

廣末村と水原村との堺にあり。宮原忠將築く。後、城井民部修造して、爪田讃岐守春永を城代に置きしに、黒田家に内通し、城井城への嚮導せしごと。

○築城村城趾。

別府太郎、同次郎居る。

○馬場村城趾。

築

宇都宮播磨守居る。後、八屋尾張守宗鎮居る。弘治二年四月十八日、大友宗麟と松江浦福間が江に戦ひて死せり。

○畑村城趾。

世良田大膳大夫居る。後、宇都宮の抱城となれり。

○角田村城趾。

則行主計頭居る。後、中八屋刑部丞宗種、一城井居る。

○極樂寺村城趾。

應永の頃、鹽田彌十郎、同兵部居れり。

○大平城趾。

寒田村にあり。宇都宮の抱城なり。今、宇都宮の屋敷跡存れり。

○松丸村城蹟。

宇都宮鎮房の塞さいに築きしなり。湊、土居など、今も存れり。

○傳法寺村城跡。

郡

城

傳法寺兵部大輔貞隆城井家臣居る。

○鹽田城趾。

西八田村にあり。元暦の頃、緒方三郎築き、一族賀來太郎惟義を置く。其れより、賀來氏世々守る。

○鳥越山城趾。

中村にあり。中村何某居城。

○高塚村城趾。

衛藤氏居城。

○小川内城趾。

本庄村にあり。城主未詳。

○堂山城趾。

同村にあり。城主未詳。

○勝山城跡。

同村にあり。城井の出城なり。

○眞如寺村城趾二所。

城主未詳。

○古戰場。

天正十五年、黒田家、并に毛利家の討手、宇都宮氏と合戦ありし處は、岩丸山とて、水原村なる廣幡山より、峰尾の方にて、城井の本城に續ける地なり。先陣黒田家の將大野小辨正重、討死せし所を、白岩と云ふ。今、纔に一片の碑あり。土人小辨堂と稱す。三陣毛利家の將勝間田彦六左衛門、討死せし處を市道と云ふ。土人勝間田越と唱へり。

豊前志六之卷終

豊前志七之卷

故渡邊重春著
男渡邊重兄校

上毛郡郷四村七十三

和名鈔云、豊前國上毛加平豆美介

續紀、天平十二年、廣嗣の亂の處云、豊前國上毛郡、擬大領紀、宇麻呂等、三人共謀、斬賊徒、首四級、筑後風土記云、豊前國上膳縣、

重春云、上毛を、今、カウダと唱ふは、音便に崩づれたるなり。

或人が所藏せる正安四年の田地沽渡證文には、下毛をシ

モツミケと書けり。然れば、上毛をも、其の頃までは、カムツ

ミケと正しく唱へりし事、著し。扱、上毛、下毛と郡を、上下に

分ちたるは、稍、後世の事にて、往昔は、美毛郡と云ひたりけ

む。そは上毛、下毛の郡界を流る、河を、景行天皇紀に、御木川とあるにて知らる。惣へて、上下前後の名郡國にあるは、後に別ちたるものにて、豊前豊後は、本豊國なるを、前後に分ち、上野下野は、本毛野國なるを、上下に分てる類、皆同じ。猶、美毛の名義は下毛郡大江社の下にて云はむ。或記云、細川家より御引渡の高、上毛郡、三萬五百七十石八斗一升六合一勺一才。

○山田郷

今もあり。鳥越、四郎丸村の近隣を惣へて、山田郷と云ふ。

○炊江郷

定村翁が「八屋驛の西なる鈴子川の水上に、炊江と云ふ處あり。鈴子も、炊江の漢音すいこうなるを訛れる成るべし」と云はれたるに従ふべし。或人は、今下毛郡に屬きたる證江繩手

と云ふ、是れなりと云へるは、強説なり。此の邊は往古とても、上毛郡に屬きたらむ事、覺束なき地なるをや。重兄云、或人は鳥越

○多布郷

今、唐原村と云ふあり。是れなり。古くは、多布原と書けるも見ゆ。宇佐宮寺造營日記、應永三十年の處に、御鵜羽屋の事、云々、御材木は、野仲郷役也。作料以下の雜事は、封戸、弁分、并、得富名所役也。と見ゆ。たる得富は、多布を訛れるにぞ有りける。定村翁の田淵村を多布の訛れるならむと云はれたるは、當らず。重兄云、或人は多布を、於保保ナホホとよみて、今の太村と云ふ。村名に、心かりありげに、既きなすも、當らぬ既になす有るべき。

○上身郷

今は詳ならず。中昔より、廣津、直江、小犬丸村の近境を、廣く吉臣郷と云へり。此れに因りて考ふるに、上身の上は、吉の字の

畫の脱ちたるにて、よしみの郷なるを、吉臣とも書きて、よし
みと訓めりしを、中臣、豊臣と云ふ言のあるより、よしとみと
云ひ倣はせるには非るにか。是れも、や、古くよりの事にて、
宇佐宮寺造營日記、應永廿七年放生會の處に、上毛郡吉富郷
と見ゆたり。豊前神跡圖考に、古表宮の西に、皇后石と云ふが
あるを、遺合石として、其れに附會の説を加へて、上身をうへ
はらみと訓めるなどは、捧腹に堪へたる説なり。定村翁は「八
屋の東南に、上道と云ふあり。是れ上身を訛れるならむ」と云
はれきされど、此れは八屋より宇島を経て、中津に通ふ道の
下の方にあるに對へて、上道と云ふなるべければ、取り難し。
何れにも、此の郷は上に云へる邊なるべくぞ覺ゆる。

○鳥居畑 篠瀬 岩屋 大川内 川底 川内 下川内 山
内 青畑 永久 川原田 狹間

重春云、姓氏錄に、谷直はさまの
あたひ、漢師建王と云ふあり。

藥師寺 矢方 尻高 緒方 安雲 成恒 富田 皆毛
小石原 三毛門 沓川 久松 三樂 恒富 小犬丸 市
丸 清水 西梶屋 六郎 岸井 廣瀬 久路土 塔田
才尾 今市 吉木 野田 八屋 荒堀 大村 四郎丸
鳥越 赤熊 森久 友枝 西友枝 大人 土佐井 原井
百留 唐原 垂水 幸子 宇野 廣津 鈴熊
應永三十二年處云、九月二日、豐後筑前所々に逆徒等蜂起、依て、屋形上毛郡鈴熊に御下
着、仍宇佐大宮司公兼、鈴熊に參、御目に懸候之間、九州悉解、諡之時、可有御參宮之旨、御願
之由、被仰出、畢、同十一日、當社靈動す。此段鈴熊へ注
進云々、と見ゆたり。屋形さは、大内家を云ふなり。 吉岡 八並 中村
土屋 直江 別府
此れ郡府の有りし地にや。國府の本
府なるに對へたる稱なるを思へ。 大瀬 今吉
楡生 小犬丸 小祝浦
古表社の傳記には、古くは蓬が島と云ひしよ
し見ゆたり。其の後、寛永九年の頃まで、小今井
浦と云ひしに、或時、細川三齊小祝の領事に遊宴せらるゝ時しも、和子君かづの改む
誕生ありしよし、昔げ來りしかは、甚、欣ばせられて、今より以後は、小今井を、子祝と改む
べしと命ぜられきと云ふ。今又、子を改めて、小と書けり。此れは何
の頃よりの事にか。寛文六年の文書には、既に、小祝と見ゆたり。

以上、七十三箇村なり。

○八幡古表社

吹出高濱（吹出高濱）にあり祭神息長帶比賣命（息長帶比賣命）、虛空津比賣命（虛空津比賣命）なり。（古事記）

（息長宿禰王、娶葛城之高城比賣生子、息長帶比賣命、次虛空比賣命、重兄云、古表社記には、吹出高濱の海邊にて、氣長足姫尊の神託を蒙り、宮を造れる由見ゆ。）傳起云、聖武天皇天平十六年甲申、宇佐八幡宮、依

御託宣、始被行放生會、昔大隅薩摩、隼人降伏之時、奏伎樂於戰

場、今又表古彫木像云々、自廣津洲崎、（重春云、俗に古表崎と云ひ、亦、伯母

は、行幸の御場（おば）の宮なるを御場（おば）と云ふより、古表社の伯母神（おば）の習はせり。今は石祠立てり。猶古表崎の下に云ふべし。八月十三日、神輿及傀儡子、奉乘船、到和間海上、

（重春云、宇佐寄深川の流末、水崎村の海邊なり。）奏細男伎樂、悉表古之形體也、奉稱古表社、（永應

廿七年、宇佐宮寺造營日記放生會の處に、古表船二艘、一艘は下毛郡千間名之所役也、一艘は上毛郡吉富郷所役也、とあり。古表船二艘とは、一艘は今の古表社、一艘は下毛郡伊

藤田村古表社なり。古要を古くは古表と云へり。）後鳥羽院、文治四年戊申三月四日、吹出濱之民屋火災、餘煙及古表社、神官早來、奉出神體、奉置于氣長大神宮之相殿、其後無造營、故合祭本宮、而奉申八幡古表社、奉號八

幡宮者、爲八幡三所之一神也、

重春云、細男舞（ほこぶま）の事は、宇佐宮緣起に、皇后將征異國、于時、白

髮老人來、奉導曰、磯鹿島有安曇磯良者、宜召之、借于珠滿珠

於海神、若得此珠、則三韓自服矣、皇后曰、如何可召、老人云、此

童愛細男、舞、又名勇良舞、爲之便自來、皇后曰、誰爲之、老人言、

使供奉人奏音樂、翁自舞之、既而舞、磯良忽化舞人、姿着淨衣、

踏皮脛巾、掛鼓於頭、以袖掩顏、乘龜甲自海中出、皇后乃使妹

豐姬（今云、虛空津姫命のまたの御名也）與磯良、至海神宮、借得二珠、於是、投此珠於

海、而三韓降伏、と見ゆるを權輿には有りける。神功皇后

御傳記に「志加海神社は、大綿津見大神鎮坐、云々、此の神の磯童といふ人、と化りて、御柁を取りまじ、なごいふ俗説の物ごもに多く見ゆるも、さる由有りてなるべし」と云はれたり。然るを、養老五年、大隅薩摩の隼人等が叛きし時、（此

見^事は^紀たり。宇佐宮の御魂代^{みたましろ}を神輿に乗せ、彼の國に行幸なし奉りし事あり。放生會記に出でたり。其の時、此の伎樂を用ゐて、敵心を盪^{たぎ}かし討ち亡ぼししに據りて、放生會にも行はれし趣なり。かくて、放生會も年久しく絶えて、唯、細男舞のみ宇佐宮また、古表古要の二社に存^ぞれり。

其の舞の歌の宇佐宮に傳はれるは、

- ていん
- 一、いやあ、いそぎゆきはまの腰瀬で身を清めらやあ〇いや身を清めひとめの神にいくいやつがへまつりせぬいや
 - 一、いやあ、よき馬によき鞍まきてたづなかけいや〇いや手綱かけ朝日にむけていや神をせうするいや
 - 一、いやあ、出雲にはかれはあれども鈴も餅ずいや〇いや鈴もいすから金鈴がいや神はよろこぶいや
 - 一、いやあ、御許(オモト)には聞ゆやすらむちはやゑのいや〇いやちはやゑのあしるの濱にいやまするしらふみや
 - 一、いやあ、宇佐の御宮をくるの山はみれみたれ鈴もおもしろきいや山のほひがいや
 - 一、いや若宮のよりはめいくつひだり八ッいや〇いやひだり八ッ右は九ッいや

歌ふぞ謬^{あや}れる詞も多かるめれど煩^{わづ}しければ、今は云はず。

此の古表社に傳はれる歌は、

- 一、國中は十六いや
 - 一、たづのいつ濱の眞砂の敷よりも〇敷よりも猶久しきは神のみ世かな
 - 一、けんばい
 - 一、宇佐の宮小ぐらの山のいはれにはい、やまさり末ぞ榮ゆ
 - 一、國の宇佐のおしくるやうは
 - 一、宇佐の宮のおしくるやうは
 - 一、宇佐の宮のおしくるやうは
- 一、國の長(ナサ)のおしくるやうおしくるやう宮のなまのおしくるやうおしくるやう宇佐の宮の小倉の山の岩れなる五葉の松の末ぞ榮ゆる末ぞ榮ゆる千世の千世の姫松の末ぞ榮ゆる末ぞ榮ゆる
- 一、國の長のおしくるやうおしくるやう宮のなまのおしくるやうおしくるやう吹出の濱の濱姫のうしはける並立松(ナミタツマツ)の末ぞさかゆる末ぞ榮ゆる千世の千世の姫松の末ぞ榮ゆる末ぞ榮ゆる

歌ふなり。此の歌どもは、誤無し。稍古くよりぞ傳はり來つらむ。榮花物語に、「御靈會の細男の手拭して顔かくしたる心地」と云ふ事あり。古表社なるもさる狀の舞にぞ有りける。類聚國史に、貞觀十六年太宰府

十
旨、香椎廟、毎年春秋祭日、志賀島泉、耶男十人、女十人、葵風俗樂と見わたる、また山城國、離宮八幡宮にも木偶人ありて、細男と云ふよし、何れも其の出自は同じかるべし。

住吉社。市杵島社。諏訪社。得達社。四十神。何れも末社なり。四十神は、本社の合殿にあり。

外宮趾。
社地の古圖を見るに、本社の東南の隅にあり。今僅なる小山あり、其處にても有りぬへし。

吹出濱。
夫木集云、「秋の夜はさぞ寒からし浦風の吹出の濱の千鳥鳴くなり」鷹司院司「秋風の吹出の濱の濱姫は夜寒になれや衣かたしく」平祐舉

日野大納言枝卿歌云、「追風やふきぞの濱の朝ぼらけこまりを出づる千舟白船」(此の歌を昔かいたる色紙、家藏せり。た)

此の濱に、筆草と云ふもの生ひ出づ。實に、筆にも用ゐるべき品なり。我が師の神世には、此の品を筆に用ゐたる由、云はれたるは、さるこまになむ。兼葭堂雜錄に、筆草を筑前にては、天生筆と云ふ。北國にては、蓬如筆と云ふよし見たり。

菱池

古表社の北の畑中なる甚廣き沼にて、此の社の御手洗なり。古今六帖第十に「豊國の菱の池なる菱の根をどるとや妹が袖ぬらすらむ」と見たり。是は、萬葉集なる「豊國企救乃池奈流菱之宇禮乎探跡也妹之御袖所沾計武」と云ふ歌なるを、當國に菱池と云ふも、素より有りし故に、引き誤れるものなるべし。重兄云、此の池、今は埋めて田となせり。

古表崎行宮

傳記云、廣津洲崎建社、奉安置神躰并四十箇木像、自此有古表

崎名、後有神託曰、今我居須所狹志、氣長大神宮、乃邊仁遷理居、
 車事乎願布者、以此神託遷本宮之西、而以爲氣長大神別宮、
 重春云、此の宮廣津村にあり、俗におほさま宮と稱ふ。由は、古表社の下に云へり。扱、往昔、宇佐宮放生會有りし時、古表社の神輿を、
 此の崎より船に乗せ奉り、船は、小瀬浦より出せり。和間濱に行幸ありて、
 伶人等細男舞を奏せしなり。放生會記に詳なり。故に和間濱にも、古表
 崎と唱ふ處あり。如是て、世の亂に遇ひて、宇佐宮も甚じく
 衰へ、放生會も行はず成りにたる。後は、古表宮、此の洲崎よ
 り、船にて、垂水村の川原に行幸ありて、放生會の式を行へ
 りき。今、垂水に、古表社の御船入、また、市場など云ふ處ある
 は、この故なり。さるは、上古は垂水の邊まで、此の社の神領
 なりし由にて、今も、彼の村の田の字に、古表田と稱ふあり
 て、毎年の御祭に、作初穂とて、扱或は春米など、必調進せり。

○宇賀神社

小犬丸村にあり。天正の頃、中津城主黒田長政、城井城主宇都
 宮鎮房を討ちて、其の女千世姫、長政の室と成りて、中津にありしなり。及、女房廿四人、
 殘なく、小犬丸の川原にて殺したり。然るに、其の處に、一本の
 松ありけるが、其の松に數奇瑞ありきと云ふを以て、社を建
 て、千代姫、女房等の靈を祭り、宇賀神と稱せし由、宇都宮闘諍
 記、城井谷物語等に見ゆたり。此の千代姫の獄屋の中に幽囚
 られし時、工匠の物作る音を聞きて、何やらむと番の者に問
 ひければ、機の木を作り侍り、答へけるに、即て「中々に聞き
 て果てなむ唐衣誰がためにおる機もの、音」と詠まれけれ
 ば、如水も聞きて、さすがに哀とや、思しけむ、刑罰猶豫あるべ
 しとて、暫、其の沙汰無なかりきとぞ。重兄云、元祿十五年四月、廣津村城
 井氏の息女の塚より、兩足の蛇遣
 ひ出でしを、役人等打ち殺して、時の城主小笠原長圓に上りしに、長圓それより心地た
 りならず病まれ、人々こは彼の息女の祟ならむとて、祠を建て、宇賀神と云ひて、其の靈

な祭れるよし、中津興廢記等に見たり。

○牛頭天王宮

垂水村にあり。六月七日、八日、祭禮なり。八日、鶏鳴より、近里の諸人參詣し、里人の苦木の枝を賣るを買ひ、持ち歸りて、門の戸に挿すなり。然すれば、必、疫癘の災を避くこが云ひ傳ふ。

○宗像八幡宮

鳥越村にあり。祭神、三女神、應神天皇、仲哀天皇、神功皇后なり。相殿に、住吉大神を祭れり。然るを、三代實錄に、貞觀二年冬十月三日己卯、授豊前國正六位上大富神、從五位下と見ゆたるに據りて、近世相殿に大富神を齋き奉りて、搦紳家の扁額をさへ懸けたり。古縁起には大富神と云ふ神名見ゆず。重元云、同住、上毛郡山田郷、有、三女神影地、號、宗像社、云々、白鳳壬申秋、橫武行、次、有神託、新添、八幡、住、吉等兩宮、而後、過、千回、藤、合、祭、十社、於一宮、久矣、云々、(寶永二乙酉年、沙門柱峯、玄記とあり。とせるせり。又、同社記略に、豊前國上毛郡山田郷、横武莊、四郎村、鎮坐、宗像八幡社、云々、文曆元年、本宮、回、藤、仁治元年、十月、本宮、造、宮、成、云々、とあり。又、應永十一年、甲申、九月、五日、

の同社棟札銘文にも、奉造立、宗像大菩薩、御寶殿一字、(三間、四面)、右、意趣者、爲、大願主、上、總介、藤原、政綱、子、息、若、光、丸、并、神、人、等、子、孫、繁、昌、也、云々、とあり。又、享祿三年庚寅三月廿八日の棟札にも、奉造立、宗像八幡大菩薩、云々の文字をのみ記せるを見ても、しこく、宗像八幡社にして、大富社におはさぬこと確にこそ。

○石清水八幡宮

黒土村にあり。縁起を見るに、古くは、白旗杜に在りしを、神告に因りて、今の社地に遷せるなり。境内に清水あり。一夜の間に湧き出でたりと云ふ。田の字に、二月田、三月田、四月田、六月田、霜月田、猿樂田、鈴田、神子島、修覆田など、云ふあるは、皆昔、神田なりきとぞ。

○求菩提山權現

求菩提山は、岩屋村の内に在り。豊鐘善鳴錄云、釋行善、不知何許人也。重春云、權現云、養老五年六月戊戌、詔曰、沙門行善、其、遊、學、既、經、七、代、備、嘗、難、行、解、三、五、術、方、歸、本、鄉、務、其、深、如、有、修、行、天、下、諸、寺、恭、敬、供、養、一、同、僧、綱、之、例、養老初抵豊前州求菩提山、自縛荊茨、靖居人外、求菩提山、素大已貴命所爰也。善初陟山、有一童子、釘一孟飯、擊來侑之、善、知是

天童而祇受焉、已而登絕頂、詣靈詞、致敬持咒時、有一天女、放光降於空中、告善曰、我是白山權現也、前贊越智泰徵、顯跡于天嶺、今復爲助、汝遙來到神嶽、汝獲得妙法、應化度衆生、善、不覺五體投地、禮敬喜躍、乃就上宮、奉安其靈儀、山中有五石窟、俱不測之靈區也、云々、名寺曰護國、以鎮護國家也、山春云、天童、天女の事は、例の禿氏が妄言なる事は云ふも更也。又云、釋賴嚴、豐前州宇佐郡辛島村人、姓藤氏、赤髮將軍之後裔也、云々、保延初、回豐州、適求菩提山、訓誘衆徒、興隆其廢、遂建寶塔、造佛像、云々、又賞命工鑄銅版、版五寸、横一尺、三十二枚、雕書法華八軸於其背面、實諸嶽之寶宮、其字畫縝密、筆鋒精妙、固非凡庸之爲也、康治元年八月念四日、抵宇佐郡妙樂寺、入石壙、唱滅焉、重兄云、求菩提山記云、上宮、東向神殿、板五間三間、板云々、顯國玉神、白山權現、及二童子、十五童子、祭之、社數大小七、中宮有役行者堂、下宮有山王社、大行事社、山王爲北山殿、北山殿、神殿三

間四面銅葺、拜殿五間三間板葺、各東向也、勸請山王廿一社、云々、

又云、豐前紀行にいふ。求菩提山、古は七堂伽藍備はりし由にて、今も其の跡有り。寺を護國寺といふ。今も僧坊百二十區有り。其の内清僧二三坊あり。其の外は皆山伏妻帯なり。さて、僧坊は東の方山傍所に有り。云々。

鬼神社

權現社の末社なり。西田直養翁云、筑後風土記に、古老傳云、當雄大迹、天皇之世、筑紫君磐井、豪強暴虐、不偃皇風、云々、官軍動發、欲襲之間、知勢不勝、獨自遁于豐前國、上膳縣、終于南山峻嶺之曲、於是、官軍追尋失蹤、と見ゆたる上膳縣は、上毛郡にて、南山峻嶺之曲は、求菩提山を置きては、外に有るまじければ、鬼神社は、磐井の靈を祭れるなるべしといへり。重兄云、求菩提山、續體天皇廿年、狗ヶ岳鬼神、有幽人、開基ト仙以法力降伏之、封號埋於嶺上、爾後、祭其靈、云鬼神社、云云、とあり。古きものは見ぬれど、なほ傳説によりて記まじものなるべく、おのづから、風土記の傳を符合するところ有りて、面白し。

但、磐井の事は、繼體天皇紀廿一年の條に、筑紫國造磐井、陰謀叛逆、猶豫經年、恐事難成、恒伺間隙、新羅知是、密行賫賂于磐井所、而防遏毛野臣軍、於是、磐井掩據火、豐二國、勿使修職、云々、二十二年冬十月甲寅朔甲子、大將軍物部大連鹿鹿火、親與賊帥磐井、交戰於筑紫、御井郡、遂斬磐井、果定壇場、見、風土記の説は異なり、果して何れか是なるにや。

宇都宮家譜云、上毛下毛二ヶ所十九町、求菩提山大權現、令寄附、建仁元年辛酉十一月朔日、景房、

宇都宮記云、天文年中、求菩提山、番、壺田内記吉重、

重春云、此の山の名を求菩提と云ふ事は、葉椀を覆せたる狀に、山の容の類たれば成るべし、葉椀は、和名鈔に、『葉椀、保久

天』大嘗祭式に、『凡供神御、雜物者、大膳職所備、多加須伎八十枚、並居葉椀、取著覆以笠形葉盤、此其具、似笠形空穗物語俊蔭の卷

神護寺

に、さまざまの物の葉を、くぼてにさして、椎、栗、柿、梨、芋、野老などを入れて、云々、なご見わたるを思へば、柏葉、或は荷葉、其餘の木葉を、多加須伎などに敷くには、然ながら、用ゐるも、又、椀の如く、中窪く刺し、物盛りのものなり。今、我が中津の田舎にて、掌に飯を入れて食ふを、手窪食と云ふも、窪と云ふ意は異なることなし。されば、葉椀を覆せたる狀に、似たるよりの名義なる事、知られたり。

此の山に在り、天台宗にして、聖護院の末派なり、僧坊百二十區あり、扱、西田翁は、此の山に古器の甚多きを以て、當國の法隆寺なりと云はれけり、實に、古器は、甚多くぞ有りける、年月を記さざる古器は、數ふべからず、西田翁の金石年表に載せられたるは、左の如し。

保延六年經筒。久安六年經筒。(正兄云此の二つの經筒は、文化六年三
月、求善提山の土中より出でたるし
り。)曆應二年金鼓。永徳二年鐘。享徳三年舍利塔。文明
十年佛器。明應五年碑。天文五年金鼓。同廿三年碑。永
祿八年碑。天正十七年碑。慶長五年佛器。同十年碑。
重兄云、當寺へ大内義隆よりの下知狀に「豐前國上毛郡求善
提山護國寺領、別而以敬心之儀令停止守護使入部訖者、彌可
被抽祈禱之精誠者也、雖如此若於現非法者可改下知之狀如
件、享祿貳年十月四日、周防介多々良朝臣花押」と有り。又、應永
廿六年の大内盛見下知狀なご有り。

○松尾山

友枝村の内に在り。豐鐘善鳴錄云、釋能行不知何許人也。嘗隨
法蓮和尚于彦山般若窟精研行法、神龜五年春登豐之松尾山、
在絶頂巨松之下、得一瑠璃壺形如寶珠、而其中有藥色驂者、以

爲是白山神授、乃感歎祇受、使病者服、其患立瘳、有夜有一老叟
來、告行曰、夫此藥雖神所授、今復闕之舊處、誠祈於神、則必蒙靈
庇、言訖即隱、行乃知是神告、遂歛壺、山椒封以石浮圖、於是行之
芳韻高舉、州人厚嚮神德云。正尊云、神告神授と云ふは、例
の妄言なること、論を俟たず。

○如法寺

山内村にあり。宇都宮家譜云、如法寺、文治年大和守信房建立、
座主少僧正生西、信房三男也。

○天仲寺

廣津村にあり。往昔は、臥牛山中日寺と云ひしを、後に、金龍山
天柱寺と改め、又、金牛山天仲寺と改めたり。小笠原長次君、同
長圓君の靈祠あり。中昔、廣津山と云ひしは、此の山なり。寛文
六年、長次君を葬りしより、土人御山と呼べりとぞ。今、田の字
に御山下と云ふあり。長次君は、寛永九年、中津城主となれり。卒して長松寺
に臨す。長圓君は、長次君の曾孫、卒して眞淨院に臨す。

○廣運寺

同村にあり。山上に、金毘羅社あり。

○岩屋寺

狹間村にあり。當國三十三所觀音の一所なり。

○藥師寺

重兄云、藥師寺村に在り。上古の佛體は、大和の藥師寺の本尊
ご同木にて作れりごぞ。同時の棟札銘文に、奉建立藥師堂一
宇、右旨趣者、天長地久、諸願圓滿、云々、正慶元年九月、宇都宮大
和守賴房、敬白、ご有り。此の棟札、今は傳はらすごぞ。太宰管内志云、此の堂は、梅
谷藥師村の産沙神の森のかたはしに有りて、南に向
へり。今はいさく、さいや
かなる堂にて破れたり。

○狗嶽

此の郡の大山なり。豺狼猪鹿、多く住めり。

○雁股山

西友枝村にあり。

○土佐井川

此の川の石、皆圓なるが、悉く指以て推したるやうに窪き所、
一處あるぞをかしき。此の川尻、即、黒川なり。

○犀川

水源二あり。一は求菩提山より出で、一は登々呂山より出づ。
下川内村の邊にて、二水合ひて北に流れて海に入る。

○沓川

水源犀川と同じ。下河内村の邊にて分れて、北に流れて海に
入る。

○境川

水源犀川と同じ。藥師寺村にて分れて、北に流れて海に入る。

○八尋濱

八屋驛の西にあり。夫木集云『春の日はるかに道の見ゆつるは八尋の濱をゆけばなりけり』太宰大貳高遠卿

重兄云、和爾雅に『豊前國八尋濱あり。國人のいふ、八尋濱は上毛郡蜂屋のわたりを云ふ』とあり。

○御所島

廣津川の流末、小祝浦と小犬丸村との間の俗に廣川河中に在りしに、三四年許以前に、洪水に流れけり。今、跡だにもなし。

○龜居洲

古表社の北にあり。

○京泊

古表社の東にあり。舟泊すべし。

○觀音原

宇野村にあり。黒田長政が鬼木掃部と戦ひて、鬼木を討ち取りし處なり。

重兄云、軍記略に、此時、上毛、下毛、宇佐三郡之一揆、亦蜂起、船籠大丸、香来、福島等城、長政聞之、出發于廣津之處、鬼木掃部助、山田大膳、同常陸、八屋刑部、及伊藤、田中、緒方等、欲逆寄于廣津之由、有其間、於是、早速於觀音原、悉誅之、云々、あり。此の鬼木掃部助と云ふは、本郡鬼木村に住居して、近隣に威を振ひしを、長政の臣、上原新左衛門これを討ち取りたりぞ。

○皇后石

小丈丸村の北にあり。周圍一丈五尺五寸、高四尺許あり。古老傳云、上古神功皇后、此の石の上に、顯れ座しき。即、吹出濱に齋き奉りて、氣長大神宮と稱しき。一説に、皇后夷國を討ち賜ひし時、宇佐郡船木山の木を伐り、船四十八艘を造らせ賜ひき。其の時、御船を繋ぎ賜へりとも云ふ。事跡考に云へるは、附會の説にて、論ぶに足らず。

○傾城石

見て、其の大略を圖に記し置きたり。

○日熊城趾

大瀬村だのせにあり。日熊小次郎直次一佐々木居る。天正十六年三月三日、黒田氏より攻め落されたり。

重兄云、軍記略云、天正十五年十月上旬、當國上毛郡一揆、榎千姫ひぐま、高田兩城主、政急、押寄、攻之、家臣衣笠、因幡、栗山、備後、黒田、三左衛門等、聊有戰功、同郡山内村川底城主、如法寺孫四郎、帥千餘騎、爲姫隈後詰寄來、長政下知旗下勢、討破之、如法寺具十人許引退、之處、橋詰三十郎、追蒐討取孫四郎、於是、姫隈、高田者共、出入質而開城、云々、あり。たゞし、高田城、川底城の事は、次に出すべし。

○光明寺城趾

西友枝村にあり。友枝忠兵衛居城。

○叶松城趾

東友枝村にあり。野仲氏の出城なり。城代内尾主水、雁股城と同時、黒田氏より攻め落されたり。

○本牛王城趾

矢方村にあり。建久六年、鎌倉右大將の命を受けて、佐々木三郎大夫頼綱、當國を領せし、時此の城を築き、七代居る。其の後、菊池氏に亡ぼされたり。後、矢方次郎正綱守る。天正八年、野仲氏と戦ひ討死せり。

○雁股山城趾

長岩城主、野仲兵庫の出城なり。城代友枝大膳丞居る。黒田氏より攻め落されたり。

○大村城趾

宇都宮常陸介親實守る。天正十六年九月九日、黒田氏欺きて中津に呼び寄せ討ち取りたり。

○赤熊村城趾

豊後國屋形某の息女、及家臣木部和泉居れり。

○川内村城趾

宇都宮常陸介の寨なり。

○川底村城趾。

遠藤源兵衛居城。宇都宮氏の家臣なり。

○八屋村城趾。

安城寺常陸介の家臣、宮尾織部居城。

○同村城趾。

城主未詳。宇佐郡記に蜂屋隱岐守と云ふ人見たり。決く是れなるべし。今、城屋敷と云ふ。

○高田村城趾。

宇都宮大和守家臣有吉内記、同宮内兄弟居れり。

○緒方村城趾。

同家臣緒方帶刀、同刑部等居る。黒田氏より攻め落されたり。

○山田城趾。

四郎丸村にあり。山田左近大夫元房居城。宇都宮の一族なり。

重兄云、山田郷宗像八幡社に、文治元年、宇都宮上總介藤泰成、自關東來、爲上毛郡山田城主云々、天正十五年、山田城主常陸介親賢落城とあり。又、應永、暇覽記に、山田右兵衛尉宗利と云ふ見たり。

○川底村城趾。

川底彌次郎甫房居る。宇都宮の一族なり。黒田家より攻め落されたり。

○日瀨城趾。

今、篠瀨村あり。此處なるべし。當城には、渡邊右京進重國、同與十郎、重國の弟居城せり。城井城主宇都宮鎮房の中津城にて、黒田氏に欺かれ討たれける時、同士十六人と共に、上毛郡廣津村廣運寺に入りて、自殺したりき。渡邊家系に、第二十七世重國、城井城主たり。都宮民部少輔鎮房に屬し、日之瀨城主たり。

り。天正十七己丑年四月八日、鎮房、於中津川城、城主黒田孝高に被討之時、致粉骨力戰、入廣津村廣運寺、而自殺行年五拾四歳とあり。重春云、日之瀨と稱する地、未之れを詳にせず。日之瀨と置くは、四の誤寫ならむ。重兄云、如此記し置かれけるが、昨年、築城郡傳法寺村某氏が、寫し置ける古文書を見しに、天正年間、豐前知行御領之衆と題して、中に「四野瀨城

○廣津村城址。

今の天仲寺山なり、天慶三年、源經基、當國の守護職となりて下りし時、三城を築きし其の一なり。かくて、藏人行家を置きぬ。五代の孫貞繼、建久七年、宇都宮氏より攻め落され、自殺しき。是れより宇都宮家代々守る。弘治二年五月五日、大友義鎮、當國に攻め入りし時、城代廣津治部少輔鎮次、菖蒲の酒を以て、軍勞を慰めし事あり。廣津氏は、宇都宮の家臣なり。天正十五年、黒田家より攻め落されたり。

○田島崎城址。

是れは、何處なるか、詳ならず。成恒越中守居城なり。

豐前志七之卷終

豐前志八之卷

故渡邊重春著

男渡邊重兄校

下毛郡郡七村百

和名鈔に、上毛を加牟豆美介と訓めれば、下毛には訓は無けれど、志毛豆美介と訓むべき事は推して察るべし。今はシモがと稱ふなり。正安四年の古文書には、シモツミケノコホリと書けり。其の頃までは、猶正しく唱へたりし成るべし。續紀、天平十二年、藤原廣嗣の亂の條に、豐前國下毛野と見たり。野字は郡の誤なり。

或記云、細川家より御引渡の高、下毛郡四萬三千百九十二石四斗三升八合九夕九才。

○山國郷

今もあり。此の邊惣へて溪山の景色甚々面白し。然はあれど、さばかり世に知る人もあらざりしを、頼襄が西遊稿に「耶馬溪山天下無」と稱へりしより、其の名天下を動る計りになりたるは嬉しきも嬉しくなむ。但山國を耶馬溪と書きしは如何ぞや。耶馬の吳音、ヤマなれば、山國の山を眞字に書きたるにや。然ては、山溪にては、詞足らず。山溪は所として非る事無ければ、何處を指して云へりとも辨へ難きをや。惣へて、往昔より定りたる稱のあるを、漢學する徒の、己が心の向々に、狡意に稱を改へて呼ぶなるは、太じき癖事なり。假令は、今の京(都)は平安宮なるを、洛陽長安など云ひ、或は、文字の多きを短くもし、二字なるを一字にもして、強ひて、唐土めかし唱ふは有るまじき事なり。拾芥抄に、東京號洛陽城、西京號長安城と書かれたるも、世の誤にならへるものなり。何事

にまれ、稱呼をば、正しくせまほしき物にこそ。扱、出雲風土記に、同じ郷名あるを「布都努志命之國廻坐、來坐此處而詔是土者不止欲見詔故云山國」と云ふ事、見たり。此處もさる意の名と聞ゆ。尙、此處の絶景なることは、頼氏が記し盡したれば、今はここへし、く、贅はずなむ。

○大家郷

中津城外に、冲代とて、甚、廣き田畝あり。其の見渡さるゝ限りの村落は、皆、此の郷なり。和名鈔に、大家をオホヤケと傍訓に附けたるは、非なり。石見國邇摩郡の郷に、同じき名あるを、於保伊倍と訓めるに従ふべし。但、此處なるは、畧言にオホヘと呼ぶなり。今又、大家を訛りて、大江と書けり。宇佐宮寺造、日記、應永二十七年、放生會の處に、は、酒杯、大家郷所、大江社の傳記には、上古麻殖郷と云ひしよし、見たり。萬葉集、四、同六に、豊前國、姫子、大宅女の歌、出でたり。大宅は、おほ

○麻生郷

今は村名となりて、宇佐郡に屬きたり。此れも麻生郷に、由緒ありげなる名なり。兩豊記に、宇佐郡麻生攝津守親將と云ふ人名見たるは、この所の地頭にもや。

○野仲郷

今もあり。宇佐大神宮縁起に、下毛郡野仲之勝境林間之寶池と云ふ事の見ゆるは、大貞社の薦池を云へるなり。此の邊は原野甚々、廣し。實に野仲とも云ふべき處なり。宇佐宮寺造營日記、應永廿七年の條に、御薦苜會事、七月三日初午、大貞に役人下着の日は、酒肴饗膳以下は、野仲郷役也とあるは、大貞即野仲郷なるを以てなるべし。

○諫山郷

今は村名となり。安閑天皇紀、元年十二月の處に、是月、廬城

○穴石郷

今は名廢れて、何處とも知れず。此は考ふるに、冠石野村の山上に冠の形なせる大石なり。故、村名を冠石野と云ふとぞ。此の冠の字を、和名鈔に寫し誤れるにて、冠石郷には非るか。式又續紀、天平十二年、廣嗣の亂の處に、下毛野擬少領先位、勇山伎美麻呂と云ふ人、見ゆたり。何れも、此處の諫山なるべし。但、膽狹山は、京都郡にも同名あれば、彼方ならむも謀り難し。

今は名廢れて、何處とも知れず。此は考ふるに、冠石野村の山上に冠の形なせる大石なり。故、村名を冠石野と云ふとぞ。此の冠の字を、和名鈔に寫し誤れるにて、冠石郷には非るか。式又續紀、天平十二年、廣嗣の亂の處に、下毛野擬少領先位、勇山伎美麻呂と云ふ人、見ゆたり。何れも、此處の諫山なるべし。但、膽狹山は、京都郡にも同名あれば、彼方ならむも謀り難し。

伊勢國阿拜郡穴石神社と云ふはあり。又、此の近村なる戸原村に、狐石と云ふあり。横

氏録神別泉に、穴師神主はまのこ天富貴命あまのきみ五世孫古佐麻豆知命之後也、
とあるに因りて考ふるに、大家郷に天富命神社八幡宮あれば、
穴石は穴師なるべくも所思ゆ。若然らば、和泉國より遷れる
なるか、亦和泉國なるも、出自は大和國なる穴師なれば、大和
より移れるか、何れにても有るべし。此れ等に據りて考ふべ
き事は非るにや。試みに、云ひ置くになむ。

○小楠郷

今は名廢れたれど、永添村、松尾社の縁起に、小楠郷と見ゆた
れば、此の近鄰なる事知られたり。

○蠣瀬 大塚 下小路 金谷 島田 中殿 宮永下上 萬田

湯屋 藍原雄略天皇紀云、三島郡藍原。和名鈔云、攝津國島下郡安威(阿井)式云、攝

孫、大江臣牛神 一松 宮夫 萱津 高瀬 大新田 東濱

金手 大江 池永下上 助部 中原 大悟法 全徳 是則

田尻 諸田 福島 伊藤田下上 犬丸 赤迫 永添 定留

合馬 加來 鍋島 北原 大貞 植野下上 野依 今津

諫山下上 原口 佐知 田口西東 小袋 成恒 土田 深水

下上 白木 森山 秣四上下 多志田 曾木 平田 冠石野

樋田 三尾母 小友田 屋形下東西 今行 川原口 大野

落合 中畑 朽木 柿坂 福土 槻木 折元 跡田 東

谷 西谷 柿山 大窪 島 金吉 山移 戸原 樋山路

宮園 宇曾 藤木 中間 草本 平小野 吉野 小屋

川 守實

以上百箇村なり。助部村の田の字に、別府と云ふあり。是れ郡
家の在りし地にや。

○下毛驛

兵部式に、驛馬五疋を置くよし見ゆたり。今は此の名廢れて、

何處どことも知れず。但、槻木村の田の字に、下毛しもと云ふはあれど、
彼方あつちに官道の有るべくも覺おぼえず。又、合馬あま村あり。是れ傳馬はまを
訛あやまれるには非るか。應永十年、宇佐宮坊領坪付と云ふ舊記に、
下毛郡大家野仲兩郷内、本もと、自見みみ名坪付一所、二段卅門田、此内
有早馬はやま田と云ふ事、見みたり。早馬田は、傳馬田にて類聚國史
弘仁十三年春正月乙未、藤原緒嗣の奏文に、伏望諸國驛子はし、云
々、擇驛下、好田、混授一處許之、と見みたる驛子の田なるべく
ぞ覺おぼゆる。抑、中昔、本もと、自見みみ名、今いま、自見みみ名と云ふありて、稍、廣き地
名と聞きたり。今、東濱村の枝村に、自見みみあり。下池永村の田の
字にも自見みみあり。また、犬丸村の田の字に、小自見こみみあり。是れに
據りて考ふるに、東濱村の邊より、池永、全德、合馬の邊はたを總すべへ
て、本自見と云ひ、犬丸の近境を惣へて、今自見とも、小自見と
も云ひしにこそ。但、東濱の邊は大家郷にて、池永、合馬の邊は、

野仲郷なれば、大家野仲兩郷内、本もと、自見みみとは書けるなりけり。
然ては傳馬はま田もある上は、下毛驛は合馬村なる事、決つかるべ

○桑原屯倉はらぶらとんぐら

安閑天皇紀に、二年五月甲寅、置豊國桑原屯倉とあり。今、槻木
村の内に桑原と云ふ枝村あり。是地にや、此の村山中なれど、
宣化天皇紀、元年五月朔の詔に、筑紫肥豊三國屯倉、散あちま在縣隔、
運踰遙阻、儻如須要、難以備卒、亦宜課諸郡、分移聚建那津之口、
以備非常、永爲民命、早下郡縣令知朕口、とあれば、古くは屯倉
の山村にも在りしこと知られたり。但、田川郡にも同名の村
あり。又、仲津郡崎山村の枝村にも、同名あり。何れも、海邊に非
ず、何處どこの桑原にか、定めかねつ。

○大拔屯倉おほひらきとんぐら

安閑天皇紀二年五月の桑原屯倉と同じき條に見たり。今、多志田村の田の字に大拔と云ふあり。是れ古名の存れるにや。確には定め難し。

○中津城。

祖父重名云、惣へて津と云ふは、河或は海に副ひたる船の着くべき地を稱ふ名にて、今、此の國の地理を以て云はゞ、西に今井津あり、東に今津あり、此處は其の中の津と云ふより出でたる名にや、と云はれたり。萬葉集に、毛母布羅乃波都流對馬とあるは、事なるを、抑、往昔、金谷堤を築かざりし時、高瀬川の水、廣く流れて、此の市街は、すべて、川原なりし故に、中津川と稱ひし由なり。但、中津と云ふ、稱は古書に見えず。二三百年の昔より、呼ひ初めし名にて、天正十四年、薩摩勢大友家と對陣の時、秀吉公毛利家に命ぜられて、大友家を助けられたり。其の時、黒田侯、

勘解由孝高、軍目附と云ふを命ぜられて、中津に來り、六郡京都、築城、上毛、下毛、宇佐、を領知し、六萬石、同十六年正月より、城を築く事を始めき。其の前後にぞ中津の名は起りぬらむ。重兄云、貝原益軒は「中津川云ふ國士の居城なりしを、俄かに、修理し、且、留作し給ふ」と云へり。又、一説に、中津城は、初、犬丸山に有りしを、如水軒今の處に移せりとも言ひ傳へたり。其の他、さまざまの傳ごし、有つ、後、慶長五年、細川侯、越、中守忠興、黒田家に代りて、丹後國田邊より來り領しき。領地、當國八郡に、豊後、遠見、國崎、二郡を副へて三十。如斯て、元和六年の頃までに、城郭残る方なく、修造せり。黒田家の時、天守も有りし由なり。そは、大友と對陣の時、勘定奉行、福原一茶と云ふ人を召して、天守に積み置ける金錢、皆取り出し、奉公人に與へ施すべしと命ぜられし事ありしにて、知らる。然るに、享保の頃の人、奥村甘齋と云ふ人の、居草菴記に、如水公、天正十三年より、慶長五年まで惣へて十六年、中津に在りて、城取かきあげばかりにて、土手に松ふご植ゑ置れし由、申傳ふる云々、とあり。但、忠利忠興男、は中津に居り、忠興は小倉に居る。廿年を経て、忠興致仕して、家を譲りて、中津に遷り、分地八萬石。一説に六萬石。忠利小倉に移れり。寛永九年、小笠原侯、右近大夫忠真の兄、信濃守長次、細川家に替りて、播磨國龍野より來り領しき。領地八萬石、忠真は小倉に在りて、領地十五萬石。其、

頃より、市街益榮^{まきま}ねて、月を追ひ歳を逐ひて、或は近里、或は諸國より、人來り集^{あつ}ひて、市街^{いちまち}は成りたるなり。然^{しか}るは、京町、博多町、豊後町、姫治町等の名あるを以て、知るべし。故^{ゆゑ}、中津町の舊家と稱するは、大方^{おほま}は他國より領主に屬^まきて來り、或は富饒^{とよ}の徒^と千載^{せんざい}の後を謀りて、榮ゆべき地を覓^{もと}めて來りし者にぞ有りける。如此^{かく}て、市街の全く成就せしは、寛永より寛文の際まで、三四十十年の間の事と知らる。黒田家の時、古博多町は有りて、新博多町はなし。細川家の頃、十助、堀の藤町、新魚町を中小路と云ひ、今の下小路、出町、御船宮の近境を、廣く下小路と云ひし由なり。然^{しか}るを、此れ等の事どもを辨^わへて、豊國^{とよくに}の中津と云ふより思つきて、何某^{なにがし}が、豊葦原^{とよあしはら}中國^{ちゆうごく}と云ふに附會^{つゝ}し、中津之^{なかつ}叻者^{はつしや}、神武天皇八世後胤^{ごおん}孝元天皇皇子^{こうげん}、大彦命^{おほひこ}、御兒^{みこ}、中津彦^{なかつひこ}、雄者^{おしや}、拜^{まが}勅^{しやく}而^{して}自^ら日向^{ひゅうが}國^{くに}率^り其^の臣^を二十四人^に、與^り共^に來^り而^{して}治^む此^の中津島^{なかつしま}、など云ふ妄說^{まがこと}を云ひ散^らせるは、實^{じつ}に、笑ふに堪^へざる事なりかし。

扱^あ寛文六年五月廿九日、長次^{ながつぐ}逝去^{しよき}す。長松寺に歸す。同九月、長勝^{ながかつ} 長次次男、内匠、繼^つぎて立ち、天和二年、逝去^{しよき}す。松寺に歸す。同三年、長胤^{ながおん} 長勝の兄、長繼の弟、信濃守、繼^つぎて立ち、元祿十一年、家名斷絶^{たんとつ}す。寶永六年、胤所小倉にて卒す。本源院に歸す。同年、小笠原長圓^{おがさわらながのり} 長知の末子、長胤の弟、信濃守、中津城主^{なかつぢゆう}となる。新領地、四萬石、正徳三年、逝去^{しよき}す。眞院に歸す。長邕^{ながのり} 長圓の嫡男、酒介、繼^つぎて立ち、享保元年、逝去^{しよき}す。眞院に歸す。幕命^{まくめい}にて、四萬石并に、城地没取^{ぼつしよ}せられ、長邕の弟喜三郎^{きさんらう}を以て、新に、播磨國^{はりま}安治^{あぢ}に封^{ほう}ぜらる。新領地、一萬石、中津には、享保二年、奥平侯^{おくへいこう} 大膳大夫、昌春、丹後國^{たんご}宮津^{みやづ}より來り領^りす。眞領地、十萬石、扱^あ中津記^{なかつぢ}に、如水公^{にすゐこう}、犬丸^{いぬまる}、越中守^{えちゅうしゆ}清俊^{きよと} 犬丸城主、を滅^めじ、其の城^{しろ}を毀^こち取り、中津城^{なかつぢ}を修造^{しゆぞう}す。因^よりて、小犬丸城^{こいぬまるぢ}と云ひし由^{よし}云へり。又、城地^{ぢぢ}の扇^{あふ}の形^{かたち}に似たるを以て、扇城^{あふぢ}と云ひ、郷名^{ぢぢ}に據^よりて、大家城^{だいぢぢ}とも云ひ、今は大江、又、要城^{えいぢぢ}とも云へりし由^{よし}、物^{もの}に見^またり。要城^{えいぢぢ}の名義^{なごうぎ}諸説^{しよせつ}あれど、信^{しん}け難^{がた}し。要の訓^{しん}、カナふなれば、此れも扇城^{あふぢ}と云より出^いで

たる稱なるべし。扱又此の城地を古くは丸山と云へるを以て丸山城とも云ひきこぞ。城内に大堰おほい手の水を牽く事は、元和六年のことにて、横左馬細川家臣、時の奉行たりしなり。但町々に樋を以て水を通し、は、承應元年、澤渡志摩小笠原家臣、奉行にてものしきこぞ。

○城井權現

中津城内にあり。宇都宮鎮房の靈を祭れり。此の人の事は筑城郡茅切山城趾の處に云へり。重兄云、宇都宮系圖に云、宇都宮民部少輔四月廿二日、於中津川城、爲黒田長政、被殺、法名宗永、云々、埋屍於城中、あり。又、中津與廢記には、鎮房の墓所は、中津城西門の脇に葬之、あり。果して、いづれに骸を葬りけむ。中津城の内、さては、其のあたり、相違あり。確と調べ置かまほし。

○稻荷社

此れも城内にあり。鎮房討たれし時、城中にて共に、戦死せし十四人の靈を祭れりと云ふ。

○神明宮

中津城北門の外にあり。太神宮遙拜處なり。

○中津權現

和漢三才圖會に、中津權現在中津、祭神春日同體、と見ゆたれど、詳ならず、或説に、今の神明宮の地なりと云へり。又兩豐記、宇佐郡記に、追討使小野好古に、源經基を副將とし、豊前に下り、純友方の諸城を攻め落し、上毛郡廣津山の麓なる中津宮を、鈴熊山の麓の參森に移し、其の跡に城を築き、云々、と云ふ事あり。是れも同社なるべし。然らば、今、鈴熊山の東の杜つらに石祠あり。此れなるか。將異なるか。闇無瀆に鎮り坐せりなど云ふ説の有るは取るに足らず。

○六所宮

中津新魚町にあり。往昔は城内に在りしを、黒田氏今の地に

遷しきことぞ。祭神、加茂、稻荷、松尾、祇園、貴船、天神なり。天神は、天満宮とは異なる伊弉那、伊弉岐大神なるよし、世界の部に、産靈大神と、縁起に、源經基勸請せる由云へり。豊前名所記(龍著元)に、細川侯豊前六郡の神を勸請せり云へれど、推量の説なり。細川家は、上に云へる如く、當國八郡に豊後、國速見、國崎、二郡を加へて、十郡領せられたれば、十郡の神を配せ祭りて、十社と云へりとの説ならば、然も聞ぬべきを、十郡の内、別きて、六郡の神を祭らるべき所以なきをや。扱、細川氏封を肥後國に遷されし時、六所宮をも、彼の國に齋ひ祭られきとぞ。今、熊本に、六所宮あり。抑、天下に六所、五所、七社、八社など云ふ社、甚多かり。何れも、其の國、其郡の領主、地頭の仰たよぎ、崇む神々を合せ祭れるものなり。東鑑云、武藏國六所宮、馬掛草紙、未分配宮と云ふ見たり。是れも、諸社合祭の社成るべし。

○天満宮。

末社なり。

○大江八幡宮。

中津郭門の外、萱津にあり。縁起云、豊前國下毛郡大家郷萱津八幡宮者、應神天皇、仁德天皇、菟道皇子之御靈也。昔、聖武天皇天平十二年、自公家進封田於宇佐宮、是三國七郡十郷等也。稱三國者、豊前、豊後、日向也。稱十郷者、封戸、向野、辛島、高家、葛原、來繩、安岐、武藏、大家、野仲也。後、孝謙天皇天平勝寶年中、依宇佐宮御託宣、每郷奉勸請、奉申萱津八幡宮、別而、由緒正敷靈社也。下、重春云、封戸、向野、辛島、高家、葛原、大家、野仲は、豊前、來繩、安岐、武藏は、豊後なり。

又云、大家宮者、太玉命之御孫、天富命之御靈也。昔、神武天皇之東征也、建都樞原、仍、天富命率手置帆負、彦佐知二神之孫、以齋鉏齋斧、伐奥山之木、小木、底津磐根、爾宮柱、太敷立、高天原千木、高知豆、瑞乃御殿、奉仕支、今、豊前國御木、紀伊國御木之二

所者是採宮材齋部之所住之故謂之御木也。御木の事は上毛郡の處に委ひ合すべし。さて、又、古史傳に「古語拾遺に天目一箇命、筑紫伊勢兩國忌部祖也。影しき事、思ひ合すべし。さて、又、古史傳に「古語拾遺に天目一箇命、筑紫伊勢兩國忌部祖也。影しきや。後人考へてよ。云はれたるが、此の筑紫忌部は此の所なる御木の齋部にぞ有らむ。且、此の郡佐知村に七社宮あり。彦佐知を、古訓にヒコサチとあれば、彼の七社に、彦佐知命を祭りて、其れを村名に負ほせたるには非ざる歟。由緒ありげなる名也。」又、天富命率齋部作鏡玉木綿麻等神寶獻之。遂天富命周覽天下、求豐饒地殖穀麻種於筑紫豐國。因斯曰麻殖。今謂大家者訛也。重春云、今は更に、大家を訛りて、大江と書けり。人王五十四代、嘉祥三年五月庚辰、神託、我是天富命也。昔從天皇降伏凶賊、崇祭我、則鎮護朝廷。宜以木綿麻備吾社之驗者。云々、豐前守常道真人兄守、奏之公家。同年九月甲申、以勅定、令造殿舍、號麻殖天富神社。仁壽元年正月庚子、從朝廷奉正六位上。貞觀二年十月乙卯、奉從五位下。元慶六年十月戊申、奉從四位上。後鳥羽院元曆元年、豐後國緒方三郎維榮等、破壞當宮、押取神寶。自爾以來、合祭八幡宮、而奉稱大家八幡宮。又、奉申八幡大家宮。

重春云、天富命の齋部を率ゐて、穀麻の種を栽るし事、古語拾遺に見ゆたるは、阿波國と總國との二國なるが、當國にも、殖を賜ひし成るべし。扱、三代實錄に、貞觀二年冬十月三日己卯、授豐前國正六位上大富神。從五位下と云ふ事、見ゆたり。大富の大は、天の字の一畫脱ちたるにて、此の麻殖天富神社なる事、必せり。其は、大富神社と云ふ神名、史籍に見ゆ。且、從五位下を授け賜ひし年月の同じきにてもあるきをや。但、御紀に、己卯とある己は縁記なる乙卯の乙と、字形の似たるより、縁起に寫し、誤れるなりけり。然るを、大富神と云ふ神社の此の國に無きを以て、上毛郡四郎丸なる宗像神社の相殿に鎮り坐せりとして、其の社號をさへ、大富神社と改め云ふ由なるは、傍痛きわざになむ。扱、當今

の大江社地は、往古とは甚く、革りて、狭く成れる由なり。然るは、當年、中津城も築かず、金谷堤も無かりし以前は、大家川此の川の事は、御木川の處に云はむとす。社前を流れ、丸山今の城地より、片端、殿町、新魚町の邊を懸けて、呼びし惣名なりき。社後にありて、松杉など神々しく立ちて、甚美き宮地なりしに、城を築くとして、丸山の木を伐り拂ひて、市街となし、金谷堤を築くとして、大家川の流れを變へて田畑をなせるより、宮地はこよなう、狭く成り果て、昔の面影だに見えず成り行きたり。今、萱津村の東に、扇池とて、御手洗かたあるも、素より、宮の境内なりし故なり。扱又、いま、蠣瀬村の内、一本松と云ふ所に、石祠あり。鳥居に、大江本宮と云ふ扁額を掛けたり。是れは昔年、賀來元龍と云ふ者、故ありて設けたりと聞けり。然るに、今の社司五松一松に問ひけるに、八幡宮にも、天富神にも非ず。新田義氏を祭れりと云へり。往昔、大江宮

の此の地の海濱に、行幸有りて、三日三夜、祭祀を執り行ひ、御饌みけなど献りしからに、此の邊を沖宮とも、御供濱みけのしほとも云ひしよし、縁起に見ゆるに據りて、妄説せるものぞ。此は古を知らぬ徒の甚じき非説なり。往古は、今の濱邊より南方二十町許は、總べて海なりし由にて、中殿、牛神、宮夫、一松池、永などの村々の田の字に、濱田、鹽田、重石口、東風濱など云ふ海に着きたる名、甚多く、且、地勢を視ても、著明し。況や、一本松の邊は、方今すら濱際なるをや。猶、此れ等のとは余が別に記せるものあり。

○祇園社 稻荷社此船神、春日神合殿 惠比須社。何れも、未社なり。

○大江岡 是れ大江社鎮坐の地なり。日野大納言枝實卿の歌にいふ『豊國

の大江の岡に神垣も松も榮む萬世左右に（紙を巻ける也）

○扇池

萱津村の東にあり即此の社の御手洗なり。

○龍王社

中津闇無濱にあり祭神豐玉彦豐玉姬安曇磯良なり磯良は、
宇佐八幡宮縁起に皇后將征異國于時白髮老人來奉導曰磯
鹿島有安曇磯良者宜召之借千珠滿珠於海神（下略重春云磯鹿島
は筑前國糟屋郡なり。姓氏錄云安曇氏海神後也）と見ゆたる是れにて此れは住吉大神の權に磯

良と顯れ給へる由の説あり。さも有るべし。さて遙かに下り
ての後の御代にこそ始めて豐日別國魂神を合殿に祭りつ
れ然りしより豐日別龍王宮とは稱しき。然るを古史傳に「豐
前國中津郷に今現に豐日別宮と稱ふ社あり此の社の傳起
に祭神を豐日別國魂神と比咩大神と二座にて豐日別神と

申すは伊邪那岐命の靈神なり比咩大神と申すは瀬織津姫
神なる由委曲に記せり云々。と書かれたるは事の縁をも知
らぬ徒の説を聞きて信用かれたる謬なり。今の社司にも聞
くに瀬織津姫神を祭れる事なしと云へり。平田翁は如何な
る癡徒の僞作せる傳起を見て、若か記されたるにか疑はし。
因に云此の社に六所并に上毛郡古表社を合せて中津三社
と稱して中津侯の祈願所なり。又古表社を除き大江社を加
れて町三社と稱す。又三社に大江社を加れて四社と稱し義
氏社を加れて五社と稱す。皆中津侯の祈願所なり。
祇園社。住吉社。嚴島社。惠比須社。稻荷社。合拜星辰社。
何も末社なり。

闇無濱

俗に龍王濱と云ふ。

重兄云和爾雅に「豐前國倉無濱」とあり。扶桑紀勝に「豐前國
倉無濱は中津川龍王濱なり。仲津城十町許あり」とあり。契

代實錄三冊にも、氏神と云ふ事見たり。此の餘にも、枚舉に暇
あらず。然れば、牛神は氏神にて、麻殖郷の氏神に坐す。天富命
の遠祖太玉命の此の社の合殿に鎮り坐せばなるべし。今は
其の御名さへ知れる人少し。歎かほしき事なりかし。走衆故實
云今の世
に、産土の神をさして、氏神と云ふは誤なり。産土の神をば、ウツナスと云ひ、何にまれ、其
の一氏一氏の大御神をこころいはれ、藤原家にて祭り賜ふ、春日大明神、是れ氏の大御神
ナリ。氏神ウツナス
ナ混ぶへりらす。

○官幣宮

高瀬村にあり。俗に、官兵衛宮と云ふは、誤れるなり。此は官幣
大神の宿り賜ふ故の稱なり。委曲しくは、仲津郡官幣宮の下
に云へり。

○白髭社

新田村にあり。祭神、猿田彦命なりと云ふ。神社啓蒙にも、白髭
神社、在近江國志賀郡境打下、神祇正宗にも、打風白髭大明神

者、猿田彦命也。と見わたれば、此は必、少彦名神なるべくぞ所
思ゆる。其は土人、此の神をクシノ神と云ひ、又、痘瘡の神符を
出すを以ても察れたり。扱、クシノ神の名義は、志都之岩屋區
志考等に、委しく見わたれば、今は云はず。

○鶴市社

藍原村、坂手隈にあり。縁起云、下毛郡逆手隈御神は、秋津彦、秋
津姫の二神を祭れり。其の後、宇佐神領之内、沖代千餘町の田
地を、湯屋彈正基信、相原内記有之。一松六郎兵衛清氏、萬田左
京盛堯、小畑四郎右衛門宗重、中殿八郎兵衛國直、宮永佐兵衛
義成等、七人にて、支配せしが、堰を築きて、高瀬川の水を沖代
に引きしかども、洪水の出づる毎に、流潰して塞ぎ得ず。爰に、
七人の地頭相議りけるに、湯屋彈正申しけるは、昔より、人柱
を立てざれば、必、堰は築きこめずと云へり。中、各袴を水に入

れて、其の袴の先に沈みたる人を、人柱とすべしと云ふ、中湯屋彈正の袴、水底に沈みけり。其の家臣古野源兵衛重定の娘次、鶴と云ふ者あり。云へるやう、家臣等有りながら、君を人柱に立てまゐらす事有るべからず。わらはこそ女まをなれども、君の恩澤を蒙り奉り、成長候へば、御身代致すべしと云ひぬ。其の子市太郎、十三歳に成りけるが、又申けるは、私こそ幼年なれども、男子なれば、御身代仕へまつらめと云ふ。如是て、母子共に、八月十五日、人柱に立ちにけり。即て、親子の名を合せ取りて、鶴市と號し、水道守護、神を祭りけること見たり。此は保延元年(崇徳院)の事なりきと云へり。抑、人柱の事は、仁徳天皇紀に茨田堤を築きし時、武藏人強頸の人柱に立ちたる事見わたるを濫觴らんじやうなる。

○薦社八幡宮

大貞村にあり。祭神、應神天皇、比咩大神、仲哀天皇、神功皇后に坐せり。承和年間(仁明天皇)鎮り坐せりことぞ。三重の樓門あり。重兄云、社記に、後鳥羽院元暦甲辰年、源平争、雌雄之時、豊後國賊士惟榮、惟隆、破却神殿、因之、往昔之神記、神寶等、悉紛失、繼而、大友宗麟、放火神宮、其神官等、家々之傳記、過半燒亡、云々、とあり。

祇園社。若宮社。黒男殿。

何れも末社なり。

薦池。

三隅池みすみとも稱ふ。八幡託宣集云、元正天皇養老三年、大隅日向國隼人等襲來、同四年、公家被祈、申當宮之時、神託、我行而可降伏者、云々、重春云、當宮とは、字佐宮を云ふ。諸男朝臣重兄云、大神諸男也、諸男は大神比叡の四子なり。倩まこと以、以何物なにか爲御驗、可奉乘神輿哉、豊前國下毛郡野仲之勝境、林間之寶池、

大菩薩之昔、令涌出之水也。重春云、八幡本紀に、林間之寶池を、參訴彼處、勝境、東西四五餘町、南北一十有町、卯酉三餘町、子午七八有町、歟、只眼界所及、非丈尺可數也、靈木森然而不能入道、藥艸幽深、不可運步、又、菓實雖多、不觸手、禽獸雖集、不恐人、欲遠望、則目眩不見、欲近側、亦心疲不覺、遠而近、近而遠、出林則日月之下、入林則天地之外、或時靈蛇吹氣、而晴天成雲、或時化鳥放光、而陰夜如晝、寶池、爲體、雙島之切、水以出北、一池之形、分波以入南、而三角地窄而勢寬、挺緣而生、薦、玉水泄滿、而自然清淨也。中、諸男、抽誠祈、申行幸、御驗之時、初秋之天、初午之日、雲波滿池、煙浪依渚、漏返々々(本)而雲中有聲、而宣我昔、此薦爲枕、發百王守護之誓、幾百王守護者、可降伏凶賊也者、依之、諸男、奉薦、此薦、令造別屋、七日參籠、一心收氣、奉裏御枕、云々、行幸彼兩國、下、重兄云、宇佐宮記に、大貞三角之池者、大神御靈行之時、爲湧出

之寶池也、東西六十有餘町、南北一十有餘町、號三角池、宇佐國造池守、守之、壽三百餘歲、此寶池他人不能常望、有靈霧而已、靈獸靈鳥集、此池、大神之現化之奇瑞、折々見、此翁語大神諸男曰、仙翁乘船頭、浮池上、詠曰、大貞也、三角池、乃眞薦草、何遠種子仁、天貽美生良牟、云々、見、又、八幡本紀に、豐前國大貞八幡宮社、の西の方に、大池あり、東西二町、南北三町許なり、其の池の形、三角なり、故に三角池と云ふ、又、林間の寶池とも云ふ、此の池に薦あり、云々、重兄云、林間の寶池を、池の名とせしむるは、

重春云、大隅日向へ行幸有りし時の故事に因りて、宇佐宮行幸會の時は、必、此の池の薦を蒞り、御枕に爲して神輿に乗せ奉り、八個の社行幸あり、行幸了りぬれば、其の薦の御枕を宇佐の本宮に納め、本宮の御枕を下宮に納め、下宮の御枕を豐後國奈多八幡宮に納め、奈多宮の御枕を伊豫國

八幡濱八幡宮に納めて、御靈代と爲し奉る事古例なりき。
今は行幸會だに絶へたれば、然る事なし。應永三十九年宇佐宮寺造
當日能行幸會の處に云、
大貝社御池を掃除し、三艘の御船を造進して、云々、昔御蔭の時、召、
御杖人云、大貝や三角の池の眞蔭草何をわににてはらみ初めけむ。扱、此の
池中に、三藪あり。玉澤、鉾澤、鏡澤と云ふ。又、社地松林の四至
に、一里漣と云ふあり。往昔、九國の人力を以て、掘れりと云
ふ。重兄云、一里漣のことば、
八幡本紀に出でたり。

○猪山八幡宮

田口村にあり。和氣清麻呂卿配流せられし時、猪多に來りて、
清麻呂卿を負ひて、宇佐宮に詣うで、猪は八面山の麓に入り
ぬ。故、其處に社を建て、猪山八幡宮と稱すと云へり。後紀云、清
麻呂與病即路、及至豊前國宇佐郡楮田村、有野猪三百許、挾路
而列徐步、前駟十許里、走入山中、見人共異之、云々、

○毛蕨大明神

曾木村にあり。土人の説に、往昔、子刀自賣の守神と云ふを掘
り出でて、其を毛蕨大明神と齋き祭りきと云へど、此は謬傳
なるべし。宮守と子刀自賣の夫妻を祭れる事、必せり。守神と
は、子刀自賣の亡夫を慕ふ餘りに、其の容貌を造りて、神床に
置きて、生時の如く、朝夕拜み仕へたりし像成へし。日本後紀
に、天長四歲春正月丁亥、節婦豊前國、人難波部首、子刀自賣、免
其戸、課役田租、終身勿事。子刀自賣、年十有八歲、適下毛郡擬大
領蕨野、勝宮守、二十箇年、夫宮守死去。子刀自賣、獨守空室、十歲
于茲、遠近庶士求之不少、而有諒同穴、無心再醮、愛亡夫之遺衣、
置獨守之牀上、朝夕每見追攀不止、亦得甘珍、必供亡靈、隣里無
不稱歎、仍表門閭、以旌貞操也。とある以て考ふれば、其の像を
も作りて、旦暮慕ひ仕へ參らせし事知られたり。扱、毛蕨は、下
毛、蕨野と云ふを、上下を省きて稱へるにて、即、宮守の夫妻を

祭れる事疑なし、但古くより祭れるは子刀自賣にて、宮守はかの金像を堀り出でてよりの事なるべし。

○雲八幡宮

宮園村にあり。傳記云、大寶三年、出現、柴の秀倉を建つ。圓融天皇の御宇、一品舍人親王の御孫肥後守道推卿の嫡男少納言清原政高朝臣、天延元年、清淨の靈地を撰び、遷し奉るべしとて、寶殿を唐笠山の麓、旭川の川上に遷し祭り、雲八幡宮と稱しき。

妙見社

此の社、元、一戸城内に在りしが、彼の城破却の後、此處に遷せり。ご慶長十三年、細川侯より寄附せられし社領の黒印には、一戸之御城之妙見、雲八幡兩社へ、云々、と見ゆたり。重兄の寄附狀を記せば、一戸之御之妙見、雲八幡兩社に、爲御神領、從忠興、被寄附、田島之事、合參石八斗七升六合八勺納也、但宮司宮内大夫、作分無役也、當所之庄屋、勝右衛門付立

之高也、右永代致所務御武運御長久、御子孫御繁昌、可被抽御祈念者也、仍爲後證、如件慶長十三年一月吉日、宮園宮司宮内大夫、殿、荒川少兵衛、尉、和元、花押とあり。

雲杜

雲八幡宮鎮坐の地なり。夫木集云、「むら雨の今朝も行來の雲の杜、いく度秋の木末染むらむ」正三位知家

○手斧立八幡宮

白木村にあり。宇佐宮第三殿造營の時、此の社内なる楠の本にて、柚始の式あり。故、此處を手斧立と云ふごぞ。柚始の式は、築城郡傳法寺上毛郡河底村の處に云へるが如し。應永廿七年、宇佐宮寺造營日記に、三殿柚始在之、下毛郡替遷河内一瀬伊乃倉前楠也と有りて、替遷にウスギと假名を附けたり。眞坂洞

此の社の山續きなり。眞坂社とて石の祠立てり。洞は亡せたり。細川家臣某の歌にて、人口に繪炙せるあり。其は「豊國の眞

坂の洞の朝あらし心してこけ沖の舟人』また、我が祖父重名が、日野大納言枝卿に乞ひ申しけるに、詠ませ給へる歌に云はく、『御薪に備ふる妻木おひつれて眞坂の洞を出づる山がつ紙家の色』

○城井八幡宮。

平田村にあり。建久六年、成恒近江守頼俊勸請せり。一説には、建久九年、野仲二郎重房の勸請とも云ふ。

○大神宮。

大久保村にあり。祭神、天照坐皇大神に坐して、大久保、金吉、島宮、藪、樋山路の五箇村にて、祭れり。扱、此の金吉の枝郷に、伊福と云ふがあるに據りて、熟考ふるに、姓氏録に、伊福部、宿禰尾連。同祖、火明命之後也。と見え、古史傳に、『式なる津、國島下郡に、新屋坐、天照御魂神社、また、尾張國神社帳なる海部郡新屋

神社此の餘、數多、例な彦火明命なり』と、委曲に、辨へられたるを以て、按ふに、此地なる大神宮も、かの伊福部の遠祖、火明命にて、往昔は天照御魂神と云ひけむを、天照と申すに因りて、大神宮と思ひ混へたるには非るか。抑、火明命は大御神の石屋戸に籠り坐しし時、御鏡を鑄造り給へりし伊斯許理度賣命、亦名は天香山命の御父に坐しまして、平田翁も云はれたる如く、鏡に謂ある神なるを思へば、金吉と云ふ村の名も、由緒ありて聞ゆ。また、古史傳に、『景行天皇紀、二十七年の下に、日本武尊の熊襲を取りにいでませる時に、美濃の善射者、弟彦公と云ふを召して、御供に連れ給へる事あり。此れを天孫本紀に考ふるに、弟彦公は火明命十四世孫、尾治弟彦連とある、即、是れなり』と云はれたるに據りて、按ふに、景行天皇の御木、川上なる熊襲を此の住

ふめりしは、即、伊福の奥なる鎌田窟と云。討ち賜ひしは、十二年にて、日本武尊の弟彦公を率ゐて、熊襲を討ちに往て坐し、は、二十七年なれど、後の時も、此の御木川上、其の餘にも、當國に是彼叛き奉れる徒等を討ち賜ひし事の有りけむを、御紀に記し洩らされたるには非るか。田川郡に、弟彦公社、また、弟彦公の墳墓など云ふが有るを、弟彦公の若然らば、弟彦公か、或は、其の家族の人等の残り居て、伊福を氏と爲て、遠祖よりの鏡作を業となしけむが、其の鏡の眞金を取れる處を、金吉と云ひて、其の遠祖なる火明命をも齋き祭れるにも有りなむか。後人尙よく考へてよ。

○妙見社

落合村、上津野にあり。

○松尾社

永添村にあり。

○八面山權現

田口村にあり、神功皇后を祭れり。此の山に、籙谷と云ふありて、矢筥竹、甚多し。此れに據りて、按ふに、俗に箭山と云へるぞ本名なるべき。然るを、何方より望ても、形同じきが故に、八面山と云ふこの説は、附會なるべし。重兄云、或書に、彌山(十マ)は、俗に「八面山」と云ふことなす。見ると、大むね、同じき機なり。云々、と記せるも、八面山と云ふより、又、さることを云へるなる可く、いさなかし。扱、事跡考に、『萬葉集なる檜の立荒山中の歌の荒山を此の山なり』とせるは、甚々、笑ふべき説なり。此は、夫木集に、荒山は豊前とあるから、推當に云ひたる物にて、誤りに誤りを重ねたるなり。荒山は山の名に非る事、云ふも更なるをや。近江國の立網が、其の麓の如く、中に、回り、八面計、昔より草刈の鎌を入れざる處あり。そこに、八面蛇居る」と見たり。こは、八面蛇より出でたる山名なるべけれど、我が豊前なるは、さる義の名ともおぼはす。豊前神跡圖考云、世傳、平相國攝政時、豊前爲内府封國。見、子小笠原長勝行、上風偃下草、羅漢寺、長谷寺、各、有、内府墓、存、于、今、當安徳天皇狩于豊

前源廷尉懼平族席卷九國而謀恢復竊遣伊勢義盛候伺地利與軍實義盛微服間行發一奇計使平宗盛愕然膽落焉しかのみならず加旃復令九國精兵駛離きして反而後源廷尉率船軍直入于下毛郡良說而搏し牌曰平族弗憑八面山天險而都于柳浦四面受敵我知其無能爲也新城于野仲鄉いさまの勇山莊號大籬城陽爲屯田之謀以威敵軍勢大振鞭啓九國群雄以擊平軍大捷于壇浦矣延元元年大將軍尊氏逃於九國入宇佐大宮司館而後軍入面山以禱再舉于神功皇后廟尊氏軍于八面山也見于路社傳記及三輪山市翁和歌記以創建二百有餘年鴻業也略天正戊子年黑田侯城于中津川原八面山兀而府城成焉以黑田侯武勇而不伐櫟樹蓋以有奇怪也故存于今豈可誣哉重春云社内に大寶と徳治との古碑あり文は前豊遺文に出すべし

國見石 御池

重兄云八面山和天緣起に豊之前州下毛郡諫山郷八面山者八幡皇太神御遊行之靈場而聖母大神應現之靈跡也云々天正年中云々社殿梵刹咸成灰燼とあり聖母大神とは神功皇后を申せるなり

○自性寺

中津にあり古は萬松寺と云ひしが延享年間自性寺と改めたり中津侯の菩提寺にて丹後國宮津より從ひて來れるなり小笠原家の時は法性寺と云へりき

○東林寺

中津にあり聖一國師の開基なり往昔は七堂伽藍ありきとぞ

○地藏院

中津にあり古刹の由に聞ゆれど年久しく無住なりしかば宗旨開基なき惣へて審まじならず本尊は地藏にて行基の作と

云ふ。長三尺ばかりの荒木作にて、實に古物とぞ思ゆる。

○明蓮寺

中津にあり。往昔は今の城地に在りきと云ふ。

○正行寺

永添村にあり。宇佐郡記に、天正七年、野仲兵庫、多勢を催し、云々、末弘城に押し寄せ、末弘對馬守正行、剃髮して、名を妙立と改め、嫡子四郎、妙秀と改め、降つて城を渡す。即、跡田主水を城番とす、と見ゆたり。其の後、城破却して、其の趾に寺を建て、先祖の名を取りて、正行寺と云へりぞ。

○長久寺

福島村にあり。宇佐郡記云、天正十六年三月、黒田長政、福島を攻む。城主、佐渡守降参、剃髮して祐了と改名し、京に上り、教如上人を頼み、長久寺と稱す。

○法華寺

永添村にあり。續紀云、天平十三年正月乙巳、詔曰、宜令天下諸國各敬造七重塔一區、云々、其寺名爲法華滅罪之寺、云々、又云、天平十九年十一月己卯、詔曰、朕以去天平十三年二月十四日、遍詔天下諸國、國別令造金光明寺、法華寺、云々、諸國司等、怠緩不行、或處寺不便、云々、是以、差從四位下石川朝臣年足、從五位下阿倍朝臣小嶋布勢、朝臣宅主等、分道發遣、檢定寺地、并察作狀、限來三年以前、悉皆令了、云々、其僧寺、尼寺、水田者、除前入數已外、更加田地、僧寺九十町、尼寺四十町、便仰所司、懇開應施、又云、天平二十一年秋七月乙巳、定諸寺墾田地、諸國法華寺、寺別、四百町、と云ふ事見ゆたり。此の僧尼二寺の一つなるべし。今、田字に、施餓鬼田、伽藍田、塔田など云ふあり。

○長谷寺

秣村にあり。豐鐘善鳴錄云、釋三界不知何人也。神龜四年春、造豐前下毛之大久山窟、下幽棲遲焉。窟則仁聞大士安十一面大悲像之靈區也。界創立梵宇、扁曰長谷。住之數十年、道行高潔。州人仰止。一日告邑民曰、我化緣已盡、將還本土。汝等爲我築一塋于山下、植以櫻樹、我爲汝等垂蔭。永久言畢、忽亡。所在、邑民知其權化、修如其言、其樹老朽、今尙存焉。

○羅漢寺

跡田村にあり。和漢三才圖會云、耆闍崛山羅漢寺、在宇佐之西北五里。豐洞寺領百石、釋迦、文殊五百羅漢、及千體地藏、總三千七百體、皆石像也。開山圓龜禪師、彫刻之。仙人名逆流健順者、忽然馳來合力、一夜中全成。其靈崛本堂、皆希有精舍也。正卷云、寺領二百九十石、八合なり。

緣起云、相傳空也。上人古羅漢崛に來り、錫を留む。其後、豐後國

田遊郷より、圓龜昭覺禪師、此の山に來り、浮圖を構ふ。又、逆流健順、大阿羅漢石佛を彫刻す。人皇九十七代光明帝曆應元年、戊寅十月朔、石佛悉く成り、安置供養あり。耆闍崛山羅漢寺と號す。爾來、健順終ふるところを知らずと云ふ。重兄いふ、羅漢の石彫に、曆應元年戊寅と記せるは、恐くは、誤なる可し。豐鐘善鳴錄に據るに、圓龜、健順の二人力を協せて、正平十四年己亥の春、北朝の延文四年より、工を起し、翌正平十五年庚子冬十月望日に至りて成り、やがて、翌臘供養の儀を行ひし者の如し。

重兄云、當山を開ける圓龜禪師の事蹟は、豐鐘善鳴錄に委しく記せれば、其を抄き出でんに、同書にいふ、圓龜神師、諱昭覺、豐後國田染郷人、俗姓大神、父曰惟將、云々、曆應初、還故里、躋豐前。大巖窟、其窟縱橫若干丈、可容千人、石屏東列、石橋前橫、師自圖十六羅漢像、奉于窟內、名耆闍窟、結菴岩下、榜以幼住。後改安心、即今羅漢寺也。居亡何、又距岩窟一柵、廬舍建智剛寺。龍山移錫靜居、延文己亥春、雲樹徒建順、偶來見師、師誘順遊洞窟、順遂入窟棲息、一日

語師曰、此窟靈區實是羅漢棲真之處也、彫刻聖像、安于窟中、則永世福田乎、云々、師與順共、長工伎、鑿鑿一運妙相成就、欲加彩飾、至心掘地、丹雘之類、隨鑿涌出、既而釋尊、文殊、普賢、十大弟子、二八、應真、半千尊者、及侍衛之者、都計七百餘軀、殊儀異貌、儼然倚位、宛如衆星圍滿月、云々、以庚子冬十月望日、慶讚供養、聚一千餘員、僧、請聖福月堂禪師、爲開導師、云々、

豐前紀行云、具原益軒著羅漢寺は、古は五山派の禪寺なり、今より六代已前、傳宿と云ひし住持より、曹洞宗に改む、慶長の比の事也、此の寺、數區有り、下にも末寺一區あり、云々、猶、登り行けば、大岩の下に十六羅漢あり、千躰地藏左右一所につらなれり、此の地藏は、皆、こまやかなる石佛なり、是れは、慶長の頃、羅漢寺の住持傳宿、初めて、彫刻せり、なほ、登り行きて、大岩のさしかゝれる所、其の廣、方九間、内の高、四間餘有り、其の奥に、五百

羅漢あり、皆、一軀づゝに作れる石佛なり、石佛皆、窟の下に在り、云々、五百羅漢は、石佛と云へども、或人は練物なりといへり、其の工、誠に、奇妙を極めたり、一佛ごとに、其の容、各異なり、一樣ならず、又、其の中に焦れ煤けて、聊、大なる佛あり、水にて洗へども、常に、こがれたるが如し、是れ又、ねりたる故に、かく見ゆるにや、窟は、人力にてうがてるにあらず、自然の天工なり、窟前に欄干ありて、向ひの山間近く見ゆ、扱、古羅漢と云ふ所、是れまた、大岩、數多、峙てるあり、天然の石橋なり、そのさま、甚、奇異なり、予、諸國を多く遊覽せしかども、かばかり奇絶なる所は、未、見ず、云々、

提醒紀談云、山崎美成著予、西遊せし時に、豊前國下毛郡迹田村なる石像の五百羅漢を拜せむと、その地に至る、耆闍山羅漢寺と云ふ精舎あり、老の坂といふ嶮しき坂を登る、又、手掌がへし

と云ふところあり。石橋を渡る。此の橋、天造にていと危し。さて、巖のまゝにて、五百羅漢を彫みたり。外に、四天王、八大龍王、日天子、月天子、梵天、帝釋、普賢、文珠など、皆石像あり。本堂も、巖をきり開きて造りそへたり。天井も、壁も、皆巖のまゝをきりたてたるものなり。奇こ云ふべし。僧絶海が舍利塔の銘あり。いはく、豊前州羅漢寺、鎮西勝地、而鍾台鴈之秀。延文五年春、釋昭覺、始入石室而居、遂成寶坊。未幾、有僧建順、跡山石起伏環奇、手彫羅漢像五百軀、儀貌魁梧、靈祥荐顯矣。稱、蘇、堅阿彌陀峰。屏風巖。掌返。てのひがへし鍼耳所。はりみみどころ捨杖。達磨谷。古羅漢山。

○久福寺

平田村に在り。天長四年、子刀自賣の創立なりと云ふ。此の女の鏡宮守の鏃などいふもの、今も傳れり。

○檜原山

津民庄にあり。豊鐘善鳴録云、釋正覺越中人、天平勝寶四年秋、遊歷關西、抵豊前檜原山、睽其靈秀、卓居焉。恒誦梵典、靜秉道操。一夜夢有一老翁、戴冠偉服、來告覺曰、我是白山權現也、我棲此山、遲汝尚矣。汝宜建一梵宮、以耀圓極之宗、我隨護之、覺悟而異之、乃聞於國司中納言行房鳩工、經營數月而成。扁曰正平寺。自爾釋風丕扇、衆房蕃盛、覺以寶龜五年正月廿一日遷神、覺嘗所自刻石像、今猶存焉。

重兄云、扶桑紀勝に、豊前國下毛郡津民郷檜原山白山權現社、十二箇の坊中有り。開基を雷元と云ふ。此の山、昔より疱瘡疫病を病まず云々。又云、神輿銘文に、曆應元年、豐前國下毛郡檜原山奉寄進片岩、宇平、施主、六坊、福藏坊、常行坊、法圓坊、門之坊、成圓坊、本藏坊、

○賢女嶽

即延元三年なり。山

多志田村の蕨野にあり。節婦、子刀自賣の住めりし家所に近かるを以て、山の名に負ひたる成るべし。

○木子嶽

戸原山にあり。山の容の菌のさまなせるゆるの名なる可し。○御木川

今、廣津川と云ふ是れなり。景行天皇紀、十二年熊襲反きし條に、有賤賊者、二曰耳垂、殘賊貪婪、屢略人民、是居於御木此川上其所據要害之地、とあり。丹羽氏暉は『犀川の邊に三毛門村あり。是れ御木川門にある故の名にて、御木川は犀川なり』と定めしは、由ありげに聞ゆれど、臆説なり。犀川は上毛郡求菩提山より出で、水源五里許なる小川にて、要害の地と云ふべき所も非ざるをや。又、豊後風土記の箋釋唐橋世に、御木筑前三池郡と書けるは、別に、妄説なり。其は御紀の前後の文を照し見て、

察るべきなり。扱、上毛下毛は、上に云へる如く、カムツミケ、モツミケにて、上下に分かれたるは、後の事にしてあれば、往昔は、御木郡とこそ云ひつらめ。其の郡内にて、此の川は別に、大川なる故に、郡名を負ほせて、御木川と云ひしものなり。惣べて、其の郡内の大山、大川なるを思へ。此の川、田川郡彦山より出で、水源十三里許にて、要害の地も少からざるなり。又、御木の名義も、大宮の如く、宮材より出でたるが、此の川より、日毎に、筏に作りて下す材木の夥しきを見れば、御木の地名の根元にて、河名に負へるも宜なりとぞ所思ゆる。扱、彼の土蜘蛛耳垂が住めりしは、何地ぞと云ふに、柿山村の土岩屋と云ふ處の山腹に、昔、土蜘蛛の住みきと云ひ傳へたる窟あり。横四間、深十間に、餘るべし。其の奥に、少し登りて、又、小き穴あり。穴中常闇にて、得行き難し。里人に問ふに、先頃、松火を燃じて入りたるに、廿

尋計行きて又上と中と下とに穴三あり其處より奥を究めし者なしと云へり此の山の麓なる川即山移川にて柿坂村と杉畑村との間に流れ出で廣津川と一に合へりされば御木川上とも云ふべき所にて土蜘蛛の住めりしは此の土岩屋にても有りぬべし但此の窟は濕氣あれば人の住むべくも覺ゆすなど或人は云ひ毀ちたれど豊後風土記にも昔者此村有土蜘蛛之堡不用石築以土因斯曰無石堡と云ふ事見ゆたればとかく云ふべくも非ずと思ひ定めて此の考を西田直養翁に語りけるに寔に確説なりと諾ひたりき如是て一歳を経て翁豊後日田の里に遊びて歸るさに訪ひ來て語りけらく山國の奥に甚大なる石窟あり路傍より遙に見つれど老足の疲勞を恐れて得登り見ざりきかの土蜘蛛の窟は此れには非ざるか行き見よかしと語られたるに例の心

止み難くて足結の小鈴振りはへて頓に見に物しけるに此は金吉村の枝村伊福の奥にて石窟は豊後國玖珠郡下田村の内なり下河内村より十丁許西に當れり穴は南に向ひて其の廣さ横三丈竪七尺許高さ六七間或は四五間許の處もあり内に清水も湧き出でて住居に便宜き處なり山上より穴口に甚々大なる藤蔓懸りて花の時は然ぞと想像る計なり中昔鎌田隼人と云ふ人住めりきとて窟内に鎌田八幡宮と云ふ小社を建てたり故土人は鎌田窟とのみ云ひて上古土蜘蛛の住みけむ事は口碑も絶へたれど實に殘賊の住まむには甚要害善き地なれば先此處ならむと思ひ定むる抑此所も廣津川の本つ川上ならねど此の石窟の下なる溪川金吉村の下方にて廣津河と一に落ち合へれば御木川上と云はむも何云事か有らむ扱此廣津川は金谷堤を築か

ざりし以前は、下宮永村の近境より、中津の市街を廣く流れ
 て、海に出づるを中津川と云ひ、大江社の南東、松江繩手の邊
 より分れて、島田村此の村名、中津川と大家川との間にある故の名と知らる。の東を経て、蠣瀬村
 と牛神村との間を弘く流れて、御供濱に出づるを、大家川と
 云ひ、此の濱の邊を、今、大家又、廣津村の邊より、小祝浦の西と東と
 に岐れて、二川と成りて海に出るを、廣津川と云ひ、又、玉津川
 とも云ひし由なり。玉津川の事は、古表社此の川々の惣名を、上世
 には、御木川と云ひし物なり。偕、中津稱呼考に、上古則、元觀永
 堤、中津川届此而東、湍流喧聒々驚耳、屈曲縱横、廣數十町、北
 臻大家後、入周芳洋、自三郷觀之、恰如望洋、洋大之稱、河原之呼
 非虚談也。重春云、三郷と云ふ事、聞はず。此の邊は、總べて、大家郷なるをや。また、洋大
 は、苗代などの代と同一の字の方なるべし。上古は、此の邊、都べて、洋中なりしを、田とせ
 是は苗代などの代と同一の字の方なるべし。是以、黒田侯城、大扇城于三郷也、中津
 川在西、大家川在東南、周芳洋在北、地利介然、眺瞻景美、登荒山、

而遙下看之、江海擁天扇城、猶蜃樓湧揚於瀛海云。重春云、荒山の事は、
 たり。當三齋侯閑居干本府、新爲外郭、外郭大成之後、亦築觀永
 堤、此役也、侯以軍制、命諸士及步卒、自行軍將、令指麾多々、構本
 陣于上少路、聯金屏風作壁、張黃帷幕爲牆、先噉而出、戴星而入、
 衆遙望之、金壁輝朝日、黃雲映夕陽、是以號金屋茶亭、自時以降
 遂爲地名、届今金屋云者、是夫遺蹟也。重春云、上少路の事は、
 中津城の處に云へり。堤成之
 後、大家川忽變萬分之一矣、涓々烏、厘々乎、遶東南郭、亦古據迹、
 云々、金屋、南田、今亦號証江也、據古考之、証江也者、俗唱本川之
 修字也、與哉、號証江之言、可謂雅而實矣、歷年之後、証江作小江
 也、証之、吳音與小之、漢音國音胥邇焉、不辨二音之徒、易字訛言、
 後世猶金屋、作金谷觀永村、更宮永村之類、而其爲訛言也一矣、
 云云へり。此の考、地理の事を云へるは、當れ、稱呼の解は
 所謂、牽強附會なり。宮永の稱は、某氏が所持せる應永十年の

田畠坪付にも見ゆ、宇佐宮寺造營日記正長二年大内氏參宮の條にも、彌勒寺領云々、下毛郡宮永八町被返付寺家畢、とも見ゆたるを、如何にかせむ。

日野大納言枝資卿の歌に云、「日影さす瀬々も廣津の川面にさばしる鮎は心ゆくらし」『堤ゆく人もあつさにやすらひてすゝむ金谷の浪のゆふかぜ』家の二つあり

○金剛川

水源は廣津川なり。藍原村三口より岐れて、宮永村を歴て、島田村の東より北に流れて、海に入る。夏時は螢多し。

○柳川

水源は金剛川に同じ。三口より分れて、宮夫村の東を経て、自見村の西に出でて海に入る。此の川側に楊柳甚多し。故、川名に負るなり。然るを、此の河東に鏽矢堂と云ふ地があるに

よめて、或人は昔鏽矢の流れし事有るが故に、矢流川の意なりと云へるは、鎮西文書編年録に據れる成るべけれど、拙き説にて、云ふにしも足らず。

○犬丸川

水源二あり。一は八面山、一は深山水山より出で、盛山村の邊にて、一に合し、北に流れて海に入る。

○間々濱

田尻村の海濱なり。萬葉集に、天平八年丙子夏六月、已上九字、本に因る。遣新羅使人等云々、天平八年の使の事は、横日本紀十二卷に見たり。佐婆海中、忽遭逆風漲

浪、漂流經宿、而後幸得順風、到著豊前國下毛郡分間浦、於是追恒艱難、悽惻作歌八首、重春云、佐婆は、周防國佐波郡なり。「於保伎美能美許等可之故美於保夫禰能由伎能麻爾末爾夜杼里須流可母」右一首、重春云、野の下に、連の字を脱せり。「宇良末欲里許藝許之布禰乎風波夜美於伎都美

宇良爾夜杼里須流可毛重春云、於伎都美字其非沖和伎毛故波伴也
 母許奴可登麻都良牟乎於伎爾也須麻牟伊做都可受之豆和
 伎毛故我伊可爾於毛倍可奴波多未能比登欲毛於知受伊米
 爾之美由流字奈波良能於伎做爾等毛之伊射流火波安可
 之豆登母世夜麻登思麻見無可母自毛能字伎爾乎須禮波
 美奈能和多可具呂伎可美爾都由曾於伎爾家類比左可多
 能安麻豆流月波見都禮杼母安我母布伊毛爾安波奴許呂可
 母奴波多麻能欲和多流月者波夜毛伊豆奴香文字奈波良
 能夜蘇之麻能字倍由伊毛我安多里見牟重兄云、和伎毛故波より以
しければ、今余が書き添へつるなり。

重春云、此の分間を昔より、誰も、ワマと訓めるはいかにぞ
 や、分をワと訓むべきやう無し。ワカル、ワカツのカル、カツ
 を省きて、ワとのみ云ふ事、古言に例なき事なるをや、故、按

ふに、分は万の字に、書體の似たるより、書き違へし物にて、
 万間なるべく、所思ゆ、扱、此の邊は、方今、海淺く成り行きて、
 大船の着くべくも非ずなりたり。又、同集に「豊國之間之
 濱邊之愛子地真直之有者何如將嘆」とあるを、仙覺抄に「間
 之濱邊之句不審、聞之濱邊歟」といひ、略解にも「聞の誤」と定
 めしは、非なり。今一字間、或は万字などの脱ちたるなるべ
 く、そ所思ゆる何となれば、同集に「衣袖之真若之浦之愛子
 地間無時無吾戀纏」と云ふ歌も有りて、此は其の歌と同類
 にて、マと云ふ詞を重ねたる歌なりけり。然てこそ、詞も愛
 たくは聞ゆめれ。且、此の濱は、東は豊後國姫島、北は周防長
 門の山々、西南は我が豊前の山々を見放け、甚々面白き地
 にして、別きて、真砂なご、清らに、美麗しき事、聞之濱なごの
 及ぶべくも非ず。往昔より、世に其の名の聞えて、間々濱邊

之砂子地など詠みけむも實に理になむ有りける。聞之濱
 は愛子と云ふ砂子もあらぬ所なり。重兄云、下總國葛飾郡にも此
 萬葉集にも出で、名たふる處あり。さて又、此の浦は、本文に記せる如く、景色のいと
 く、よきところなるが、或人の云はく、「分間の崎と吹出の高濱と、相對へる其の間、
 凡、二里許にして、入りぬる磯のさま、鏡の腰の如く、曲れり。其の内に、舟無の濱な
 るもありて、面白き處なり。分間の浦は、世の常には、旅船の泊る處にあらず。彼
 て、聊心の使人たち、風波につけて、初め事ども、此の浦に來られ、處がらの面白きに、
 はげに、然る可し。

○荒瀬

豊前紀行云、樋田の先に大堰あり、其の處を荒瀬と云ふ。其の
 下に岩山の内を切り通し、一町二町、或は三町、或は十間、二十
 間計、岩の間を水の通る處あり。處々に横穴あり、是れ堀る人
 の呼吸を通はさむが爲なり。奇異のしわざ、天工の自然にな
 せるが如し。是れ、貞享三年十月に始まり、三年を経てなれり。
 岩を切り通えし處、六百三十間、溝の長三里十二町餘あり。中

津の土竹内求馬とて、千石領する士、總司たり。片桐九大夫と
 て、此より先、中津領草本と云ふ所の金山の奉行せし士あり。
 偏に、此れが計ひにて、金堀に堀らせたりとぞ。又、大工の頭領、
 内海作兵衛と云ふも加はりて、下毛郡及び宇佐郡へも、此の
 井手の水をかくる事なり。又、五里計も下なる新田にも漑ぎ、
 又、畠を水田にせむ料なりといへり。

○三日月池

多志田村、藤野にあり。池の名は三日月の形なせる故におほ
 せたるなり。此の池の邊に竹林あるが、其の竿、何れも三日
 月の形なして圓からず。奇しき事なり。此の邊を節婦子刀自
 賣の住處なりきと云ひ傳へたり。扱、往昔より、「松が枝の縁に
 やざる、蔦の葉の錦をあらふ三日月の池」と云ふ歌を、子刀自
 賣が作とし、「三日月の池のほとりに身そぎして君が千させ

を神にいのらむ』と云ふ歌を、宮守がのとして、往々物に記せれど、如何あらむ。千載の往昔の句調も覺はずなむ。

○割貫

極田驛より跡田村に通ふ道の洞なり。釋敬雄が山陰鑿道碑。銘に、跡田之山嶄焉千峰、跡田之水衆澗所鍾、山水之美、會稽維同、有石當路、高聳碧空、絡繹行旅、乃哭途窮、牽鎖躡棧、寒栗徹躬、若失一步、定墮水中、懿哉禪海、能勸其攻、鎚鑿巖壁、人感其衷、財施力施、協心、茲從經三十載、克遂其功、長三百步、並騎而通、豁開鑿道、勝彼鬼工、持地平道、此續芳蹤、盛功勸石、永劫無終、略文は、禪海は江戸淺草の人にて、此の道を開きしは、寛延（御代の）の頃なりきとぞ。

○如水井

大塚村にあり。黒田如水、此處に館を建てし時、堀れる井なり。

と云ふ。

○最明寺井

池永村、吹上坂の東にあり。最明寺北條時頼の天下を歴覽せし時、暫し此所に寓居せし由、云ひ傳へたり。最明寺の事は、既に京都郡四恩寺の條に云へり。

○三宮堂

池永村内の地名なり。往昔三の宮有りきと云ひ、或説には、鏽矢堂にて、鏽矢土中より出でたりとも云ひ、又寒江堂とも、三位矢堂とも書きたるあり。何れとも定め難し。今は辻堂の如きもの一あり。

○雲雀床

池永村にあり。此處に茶白山とて、小高き塚ありて、古木の松立てり。土人は懷良親王の墳なりと云ふ。大日本史懷良親王傳云、延元三年、任征西大將軍、鎮撫筑紫、云々、世稱鎮西宮、或九

州宮阿蘇宮肥後宮相傳懷良屏居八代郡小野薨即葬焉娶菊池武重女生男爵松丸後曰良宗子孫連綿存乎今焉（見ぬたれば此地に有るは思つかなし薨じ賜ひしは嘉慶二年三月十八日なり又名和氏紀事に）後醍院系譜に親王八代郡小野郷に薨すといへる小野は高田の總名にや重綾牧園進士に其の故址を問ひしに進士嘗て尋ねしことありと八代郡高田より一里許にして悟眞寺村あり村に寺あり即悟眞寺といふ是れ親王の廟なり寺に親王の御影を藏す鎧直衣にて御鉢卷をめし御後に日月打ちたる錦旗をたつ壯氣觀奉るべしといへり」と書けるにて委しく知られぬ又同書に「鎮西文書編年錄に按延元二年後醍醐帝遣五辻宮三位中將某於九州爲其大將軍而左兵衛某出納其令旨蓋其後薨於豐前豐後之地乎未詳土人傳云豐前國中津箭流川上雲雀床是征西

將軍住處有歌曰「雲井にもものぼるべき身のさはなくてひばりの床に音をのみぞ鳴く蓋五辻宮乎」といへり（重春云さはなく作れり今日本史に據るに龜山天皇第五の皇子兵部守良を稱せ賜ひしが同三年五月土兵を率ゐて北條仲時等を番場峰に要し光嚴帝を獲奉り賜ひしよし大平記に見ゆたるが其の後鎮西下向のことありけるにや然らば懷良親王の下り賜ひし延元四年より二年前のことなり日本史には後不知其所終と見ゆと書けり）懷良親王の下り賜ひしは延元三年なり四年に非きて問もなく薨じ賜ひしは引き續きて懷良親王の下らせ賜ひしなり五辻宮と云ふ事詳には言ひ難けれど然る事無しとも云ひ難し往にし年此の墳墓自然毀れぬとて行きて拜み見たる者の物語に石棺に朱以て納めたるが骸骨猶崩れずて容貌を儼然に坐す如く髣髴に窺ひ

奉られきと云へり。數百年を歴たれど甚よく納めたる故なるべし。如何も貴人のなるべければ、五辻宮に座むも計り難くなむ。

○如水原。

犬丸山にあり。慶長五年九月九日、黒田如水、豊後國に軍を出し、時陣を覽し所なりとぞ。

○七隈。

中津の近隣に、往昔より七隈と云ひ傳へたる地あり。上毛郡に、雄隈、日隈、宮隈、赤隈、鈴隈なり。下毛郡に、坂手隈、雜掌隈なり。雜掌隈は名廢れて、何處とも知れず。或人は手斧立なりと云へり。筑前太宰府の邊に、雜掌隈と云ふ處あり。主計式云、太宰管内、云々當國雜掌。

○團子石。

池永村より出づ。香月牛山云、豊前國下毛郡池永村、有古城址。

○靈塚。

掘之有如柑子、或龍眼子之大者、纍々而出、非石非土、其色淡黑、或淡赤不一、斫之其内紫紅色、恰如蘇、裏簡、顧本草所謂太一餘糧之類也、土人謂之團子石。

中津城の北門の外にあり。此れ誰れが塚墓なるか知れず。或説に、永享三年、新田義氏、宇佐宮に參詣と稱して、中津川に出で、下毛宇佐の勢を催し、大内ごしめし合せて、菊池を亡ぼし、永く當國を領せむ事を謀りけるに、菊池右衛門督武世、是れを聞きて、中津川に押し寄せ、義氏を討ち取れり。其の墓、城内にあり。是れを玉塚と云ふとあるは誤なり。義氏は、應永九年八月、馬嶽にてこそ薨せられつれ。又一説に、元祿十五年、冬の季に成りて、夜々、知貞尼の屋敷に猛火出現す。此處に、古より大木の松あり。是れを玉塚と云ふ。義氏將軍の古墳にて、落葉

も取らず、神と崇め、津城の守護神たり。修理大夫殿の代（小笠原長盛の代）に、今村九左衛門、居住之節、彼の松を切り、薪と成し、其の身、追付半人となる、とあれど、是れ又、謬なり。但、知貞尼の屋敷とは何處を云ふにか、詳ならず。義氏の男、義高は、大友家と戦ひて、中津にて討死し、其の墳は三の丸北側にあるよし、物に見えたり。若くは、此の墳の事なるか。豊前名所記に、北門の東南に小祠あり。今は人家の内にあり。又、吉祥寺の前、西方に玉塚とて、古跡の石塔ありと云へり。然れども、玉塚は、決く、北門の外なる塚なるべし。中津記に、細川家の時までは、參詣する者、北門の方より通路するなり。小笠原の時代に至りて、社守なき故歟、自然に斷絶す。とあり。今は藩士奥平吉左衛門屋敷と成りて、小祠猶存れり。中昔より、中津の邊を玉塚庄と云ひま。

○後藤又兵衛墓

金吉村の伊福と云ふ地にあり。墓の正面に、義又智光居士と記し、上に梵字あり。銘云、居士俗名、又兵衛、不知何所之人、往昔此邑而寓居三年、其於爲人、志氣英威、武德俊高、而眼光射人、于憶諸侯大夫者之逆於世、而適居者乎、承應三甲午年正月廿九日夜、自殺、劍刃、嘗往歲久、石碑闕落、因茲、里人慕古、新立石碑、資助冥福者、寶曆十三癸未歲六月日、願主金吉村伊福茂助、と記せり。是れは公を憚りて、如斯不知顔に書けるものなめれど、後藤基次なる事は、自然、顯然たり。抑、此地に、奥墓の在る故は、古老の説に、天正年中、黒田侯中津、城主たりし時、基次は、其の家臣にて、中津に居りしが、金吉村より妾を置けり。因りて、元和元年、大阪落城の時、遁げ下りて、金吉の妾の家、に身を隠して、村の童兒に手なご教へて、活計とし、日を送りぬ。然るに、秀

頼公薨じ賜ひし由、□□國より告げ來りしかば、基次今は生
けりとも、甲斐なして、燈火の下に寄りそひ、涙に搔き暮れ
つゝ、感状なご取り出でて、火中に投じ、即て自殺せりと云へ
り。大阪記に、後藤の戦死せし時は、四十六歳の由、見わたれば、
承應三年まで存せしとする時は、八十五歳なり。菅茶山の筆
のすさびと云ふ書に、「後藤又兵衛戦死すと云ふ、偽にて、潜に、
落ち失せて、豊後日田の近側山中村に住す。筑前の野村新右
衛門と云ふは又兵衛が聲なり。此に形見に遺せし鎗あり」と
書けるは、此の伊福を云へるにや。此の里は日田の近側なる
山中なれば、山中を即て、村名として、豊後と書けるにぞあら
む。又、武隠叢話には、藝州川崎村へ立ち退きしが、後は下野七
井村と云ふ處に住じ、川崎三郎と改號し、萬治年中、其の地に
て卒すと見たり。此も一傳とは見ゆめれど如何あらむ。兄

○槻村六助墓

云、つら、思ふに、秀頼及び、基次等が大阪陣に戦没しける事は、まがひ無き事實なる
可ければ、此處なる伊福の墳墓も、基次のには有らで、孰れか、世を遊べたりし浪人ごも
の奥墓とこそ覺ゆれ。されど、が、古者の口傳も、無下に棄つべき
には非ず。歴史上の参考に爲す可き事多かり。尙、よく再考す可き也。

津民庄槻木村にあり。六助、企救郡射鹿野にて、徹塵彈正を討
ち、後に、加藤清正に仕へて、木田孫兵衛と名を改め、朝鮮へも
渡りて、軍功を顯ししが、終に彼の國にて討死したりき。四國は
太平記、彦山権現實錄等に、委しく、見ゆて、婦女子
もよく知りたる事なれば、今は委しく云はず。故、其の家族ごもの奥墓を
建てたるにぞ有りけむ。扱、ケヤキニツキノキこは、甚、よく、類
たる木にて、見分難きはかりなれば、槻の字を即て、俗にケヤ
キと訓めり。故、六助が家名をケヤムラとは云ひし成るべし。
○三尾母村古碑。

上に梵字ありて、康永元年子十一月十日、阿彌蓮佛敬白と記
せり。

○犬丸村城趾。

七十四

元暦の頃、豊後、緒方三郎惟伊、繫つぎの城を所々に築きし時、此の城をも築きて、一族大神惟貞を置きき。天正十六年、犬丸民部一説、結城越中守守りしが、黒田家より攻め落されたり。今も構口かまきりと云ふ處あり。

○上伊藤田村城趾。

伊藤田甲斐守義忠居城。今も城が内城の本城、出谷と云ふ田の字まじりあり。

○下伊藤田村城趾。

犬丸民部居城。

○田丸城趾。

福島村にあり。天慶の頃、藤原純友を征伐の爲に、福島四郎長久築きき。天文の頃、深水兵庫介景氏居る。天正十六年、城主福

島佐渡守、黒田家より攻め落されたり。今も、本丸、附城など云ふ田の字あり。

○大籬城趾。

賀來村にあり。元暦の頃、平家を撃たむこて、源義經築きき。後、緒方の一族、賀來次郎惟興、城主となりき。惟興より廿二代安藝守統直、黒田家より攻められて、城の裏門より出でて、豊後に奔らむこせしを、秣大炊、幕峰に兵を伏せて、討ち取りぬ。跡に、三宅三大夫を城番としき。此の城、東に黒水あり。西に三角池ありて、要害よき城地なり。今も、付城、外堀など云ふ田の字あり。

重兄云、豊前軍記略に、十一月十二日、爲鎮房退治、吉川廣家、帥一萬騎、自小倉出陣、十六日、著陣于築城郡、壹切山、黒田長政、帥二千騎而著陣、云々、廣家又發、向于東郡、遠攻、伯小、七郎等、戰死、賀來佐助、總兵、前、木瀬、大九郎等、類、打出、鐵炮、因之、熊谷城退之、畏、悉、誅、之、於、兩、城、所、討、取、之、首、八、百、餘、級、皆、掛、之、獄、門、而、其、日、至、廣、津、國、中、一、揆、等、悉、怖、其、猛、威、悉、從、孝、高、下、知、天、正、十、六、年、正、月、以、此、旨、言、上、殿、下、甚、有、御、感、其、狀、曰、於、豐、前、國、賀來、福、島、討、果、頭、進、悅、思、召、候、別、而、抽、粉、骨、之、由、被、聞、召、候、神、妙、之、至、候、尙、黒、田、助、解、由、藤、登、岐、守、可、申、也、正、月、十、九、日、吉、川、藏、人、頭、殿、秀、吉、云、々、さ、あ、り、參、考、に、書、き、添、へ、つ。

○坂手隈城趾

藍原村にあり。此の城、鶴居城とも云ふ。是は城趾の下に、鶴市社あるを思へば、鶴市を訛れるなり。藍原左京亮築きて子孫世々居りき。今も其の跡存れり。

○法華寺城趾

永添村にあり。小城源六兵衛重通一説築きて子孫世々居りき。今も小城屋敷と云ふあり。

○末弘城趾

同村にあり。末弘主膳正行守りき。天正十七年、野仲兵庫、黒田家の命を受けて來り攻む。正行降りて城を渡しき。

○池永村城趾

宇佐式佐面兄云、式佐は宇佐宮權大宮司にして、宇佐池守の子なり。大貞社の薦池守こゝろに成りて代々守りき。天文の頃、池永築後守房勝居る。天正十六年、黒田家

此の城を攻めむとて、寒江堂かまがやを本陣となして、野村、栗山の兩將は、吹上坂吹上坂の南より向ひ、井上、後藤の兩將は、金丸吹上坂の南より向ひて攻め落す。城主池永左馬頭重則自殺しき。今も、城屋鋪あり。

○地神城趾

田口村にあり。田口氏世々居りき。今も城山と云ふ。

○三重城趾

田口、秣兩村の境にあり。田口太郎右衛門居城。

○下深水村城趾

建久七年、宇都宮宗房の四男深水伊賀守興房築きき。天正十六年、破却す。今、田の字に、代官屋鋪、具足田など云ふあり。

○土田村城趾

野仲兵庫頭の抱城にて、百富河内守守りき。今も、城が鼻、城が

尾と云ふ田の字あり。

○長岩城趾。

津民庄にあり。建久七年、宇都宮宗房の二男伊豫守重房築きて、子孫世々居りき。天正十六年四月四日、黒田家より攻め落され、城主野仲兵庫頭重兼自殺しき。

○白米城趾。

平田村にあり。黒田家臣栗山大膳の番城なり。今も、城口、城後、本丸、西丸と云ふ島の字あり。

○萬田村城蹟。

弘治の頃、小城源兵衛重通居りき。豊筑亂記に、大友家臣萬田參河守鑑實と云ふあり。天正の頃は此の人居りしにや。

○高城々趾。

柿阪村にあり。宇都宮氏の抱城にて、野仲氏世々居りき。

○福土村城趾。

城主未詳。

○植野村城趾。

宇佐郡記に、上野左衛門尉と云ふ人見たり。この城主なりしにや。

○田島崎城趾。

成恒村にあり。正長元年、成恒近江守種隆築きて世々居りき。佐々木三郎大夫朝綱の嫡流なり。城は、天正十六年、破却しき。

○一戸城趾。

宮園村にあり。城山を妙見嶽と云ふ。慶長の頃、荒川少兵衛和光居りき。細川家臣なり。雲八幡宮の末社に、妙見社あり。往昔は一戸城内に有りきとぞ。

豐前志八之卷終

豐前志九之卷

故渡邊重春著
男渡邊重兄校

宇佐郡上郷十村二百十七

神代紀云葦原中國之宇佐島松下見林云宇佐島非海島二川周流神山故有島名

神武天皇紀云筑紫國菟狹

古事記云豐國宇沙

肥前國風土記云昔者纏向日代宮御宇天皇誅滅球磨噲之
時天皇在豐前國宇佐海濱行宮勅陪從神代直遣此郡速來村
捕土蜘蛛云々又云同天皇在宇佐濱行宮云々

舊事國造本紀云宇佐國造檀原朝高魂尊孫宇佐都彥命定賜
國造又天神本紀云天三降命豐國宇佐國造等祖重春云往古は然

